

令和元年第4回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 令和元年12月12日 午前10時00分 開会
午後 5時05分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	市民生活部長	前村芳安
都市整備部長	松本秀樹	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	巽重人	こども未来創造部長	中井浩子
教育部長	森井敏英	上下水道部長	西口昌治
会計管理者	門口昌義		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	吉村浩尚
書記	関元瞳	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 10番 岡本吉司 11番 西井 覚

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

下村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和元年第4回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに9番、増田順弘君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、増田順弘君。

増田議員 皆さん、おはようございます。増田順弘でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。2点ございます。1点目は洪水対策について、2点目は野良猫対策について質問をさせていただきます。

なお、これより質問は質問席にて進めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

下村議長 増田順弘君。

増田議員 それでは、よろしくお願いを申し上げます。

近年、集中豪雨などによる水害が全国で頻発をしております。昨年は西日本各地で大きな水害がございました。また、本年は関東地方を縦断した台風19号、お亡くなりになられた方が93名という記録的な被害でございました。また、被害に遭った家屋の件数が8万棟というふうに報告をされております。その被害地の多くの方々からは、まさかこれほどの被害になるとは、惨事になるとはと、こういうふうな想定を超える被害だというふうな声が多く聞かれたところでございます。このような被害は奈良県においても、また本市においても想定をしておかなければならない、強く感じるようになったところでございます。生命への危険、これはもちろんではございますが、洪水の大小にかかわらず、多くの家財、家屋を失うことになりかねません。奈良県におきましても昭和58年から、国、県、関係自治体によります大和川流域総合治水対策協議会が組織されております。県内の総合治水対策を進められてこられたということでございます。今回の質問につきましては、この協議会において議論されておる内容、これも含めまして質問を進めてまいりたいというふうに思います。

近年の洪水の被害の原因、これは各災害時のいろんな分析によりますと、温暖化によります異常気象、これが大きな要因であるというふうに言われております。また、急激な都市化によります、雨水を一時的に保水する機能を持つ水田、山林、このような機能が減少したというふうなことも原因であろうというふうに言われておるところでございます。そこで、市長にお尋ねをしたいというふうに思ってたんですけども、先日の梨本議員の質問に対してのご答弁の一部にも、この内容についてご理解をさせていただいた部分がございます。人口5万人を目指す具体的な例として、市内で年間220戸程度の新築家屋が増加することを、この5万人を目指す1つの具体例ということで挙げておられました。このことを聞かせていただいた上で質問をさせていただこうというふうに思います。

このような人口増加につきましては、近隣の市町村を見ておりましたが、教育、保育の施設などの公共施設の対応、また、宅地化の増加に伴う内水被害も懸念材料として発生するわけでございます。全国的に人口減少が問題となっておる中で、昨日のご答弁にもございましたように本市におきましては、わずかではございますが増加、微増というふうな状況でございます。それに伴って転入をされておられる方が購入される住宅の需要、これも多いというふうな状況でございます。このようなことから、市内各地でミニ開発と言われる住宅開発が進められておると、こういった状況でございます。しかし、このことによって、先ほどお話ししましたように、水田から宅地化に進んでおると、水田が減少することで、今まで以上に洪水への対策が重要になってくるであろうと、こういうふうに考えるところでございます。

そこでお聞きをさせていただきます。住宅開発に伴う治水対策である防災調整池、この内容と設置状況につきまして、また従来の規定では、3,000平方メートル以上の住宅開発に技術基準を適用したものであったものが、県の条例によって1,000平方メートル以上ということで強化されたと同っております。その状況とさらに、1,000平方メートル以下の開発についてはどのようになっているのか、これもあわせてご答弁を求めます。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 おはようございます。都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。ただいまの質問についてでございます。

奈良県においては、平成29年10月に大和川流域における総合治水の推進に関する条例が公布され、平成30年10月1日から一部施行により、防災調整池などの設置対象面積が開発面積3,000平方メートル以上から、1,000平方メートル以上に引き下げられております。施行以前は3,000平方メートル以上の開発工事については、1ヘクタール当たり300立方メートルの防災調整池等の設置義務がございましたが、平成30年10月1日以降は、1,000平方メートル以上の開発についても同じく1ヘクタール当たり300立方メートルの防災調整池等の設置をすることとなっております。また、1,000平方メートル未満の開発工事については、葛城市開発指導要綱におきまして、1ヘクタール当たり60立方メートル以上の防災調整池等の設置が必要となっております。開発区域内において防災調整池が設置できない場合は、側溝を利用した貯留施設の設置を指導しております。開発による防災調整池等の設置状況につきまして、過去3年の実績を報告させていただきます。

一般的な防災調整池につきましては、平成29年度3件、平成30年度3件、平成31年度、令和元年度11件となっております。側溝を利用した貯留施設の設置数といたしまして、平成29年度は0件、平成30年度34件、平成31年度12件となっております。

以上でございます。

下村議長 増田順弘君。

増田議員 ありがとうございます。国土交通省によりますと、水害による被害の軽減を図るために、想定し得る最大規模の降雨、非常に抽象的な言葉を使っておられるんですけども、そのまま解釈をしたいと思うんですけども、想定し得る最大規模の降雨、例えば100年に1回の雨とかですね、10年に一遍の雨とか、そういうふうなことの表現であろうかというふうに思う

んですけれども、それによって浸水が想定される区域を指定されて、公表をされておるとい
うことを伺っております。また、本市においても、防災マップに掲載されておるハザードマ
ップ、これによって浸水が想定されるエリアを地図上であらわしておるといこととござい
ます。ただ、どちらのデータも非常にこういった地図で、黄色い色で、これは大和川流域の
総合治水対策の中から出てくるデータでございます。これは川ごとに、ここでは葛城川、葛
下川、それと高田川と、この3本の一級河川に対するその沿線のイエローマップといこと
とでございます。一体化はされてないと。葛城市の防災マップに上がっておるイエローゾ
ンは、當麻地区と新庄地区に分かれて、そのエリアを黄色い色で示されておると、こうい
こととでございます。これはどちらも、要するに浸水が想定されるエリアなんですね、どっちも
ところが、これ、一緒じゃないんですよね。理由は、恐らくつくった時期が違うからとい
こととでございます。こちらは、5年前ですか、4年前ですか、平成21年に策定されたゾーン。
この違いがあるのは多分先ほど言いましたように、恐らくリアルタイムであるのかなと思
うんです。国のデータは迅速な調査に基づいた、こちらは少しおくれておるといふうなこ
とが理由であるのかなといふうに思うんですけれども、この違いについてご質問をさせ
ていただきしたいと思います。

下村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 おはようございます。総務部の吉村でございます。よろしくお願
いいたします。た
だいまの質問でございます。

昨日の内野議員の一般質問と重複する答弁になる部分もあろうかと思いますが、ご容
赦いただきしたいと思います。

現在、葛城市が各ご家庭に配布をいたしております防災マップにつきましては、平成25
年度に作成したものでございます。その後、災害対策基本法の改正ですとか、土砂災害防
止法に基づく土砂災害警戒区域等の追加指定、それから令和元年3月に新たに指定をさ
れております、水防法に基づく水位周知河川、先ほどご紹介ありました葛城川、高田川、
葛下川、こういったものが氾濫した場合に浸水が想定される区域である洪水浸水想定
区域、こういったものが見直しをされております。そういったことから、できる限り最
新の情報に更新をするため、令和元年度に再度葛城市防災マップを作成し、全戸に配
布することといたしておるところでございます。なお、この洪水浸水想定区域でござ
いますけれども、前回と同様、前回も計画規模という規定で想定雨量を想定して
おまして、その雨量が24時間雨量で195ミリ、ピーク時時間雨量69ミリ、それ
から50年に1度の年超過確率による計算をされたものでござ
います。なお、その際の想定精度というものでございますけれども、50メートルメ
ッシュで計算をされておったといこととでございます。今回、見直しをされたとき
に計画規模によります想定雨量等に変更はござ
いませぬけれども、この精度が25メートルメッシュといことと
で、精度が上がっております。それから、道路ですとか建物、こういったもの
の環境の変化が年数がたったこと
によって反映をされているといことと、それから、大きく変更された点とい
いますのが、平成27年に水防法が改正され、計画規模とい
ったものとは別に、先ほどご紹介のあり
ました想定最大規模とい
ったものによる雨量で想定して
おるところと
ござ
います。

の雨量はと申しますと、12時間の総雨量が316ミリ、1,000年に1度の年超過確率による指定が新たに追加をされておりまして、その指定された部分というところで区域が拡大しているといったことになってございます。

以上です。

下村議長 増田順弘君。

増田議員 そういろいろな基準の見直し等があつて、拡大をしておると。いずれにいたしましても、国が示しておるエリアと時間的な相違によります拡大傾向にあるということに関しては、事実であると、危険性が広がっておると私は解釈をしておるところでございます。ただ、新たに防災マップをつくっていただくわけでございますけれども、これまた3年たつと、国との相違が出てきて、陳腐化してくるというふうなことも想定されます。例えば、この次回にお示しをいただくマップのところに、QRコードをつけていただいて、国の最新の情報にリンクをさすといったような方法で、補完をしていただくと、この資料が陳腐化しないというふうなことも考えられると思いますので、こういう情報についてはリアルタイムな情報で住民の方に情報提供をしていただけたらなというふうに思うところでございます。

それでは、市の洪水対策の万全な対策を講じていただきたいということで、先ほどから開発に伴う調整池の設置であつたり、お聞きをしておるところでございますけれども、従来の葛城市の住宅開発につきましては、当然鉄道駅の周辺、その利便性からいっても、地形からいくと、比較的下流域、川の、葛城市の中でも海拔の低いところを中心に開発を進められておるとというのが現状かなというふうに思います。この防災マップを見ておりましたも、駅周辺の部分につきましては、そのほとんどが黄色いマークがついております。見にくいですが、尺土駅周辺については、ほとんど黄色い囲いがされておる。それから葛城市の防災マップではJR新庄駅については入っておらないんですけども、国のデータの中では近鉄の新庄それからJR新庄も黄色いエリアに編入をされておると、こういった状況です。大字で言うと、木戸、尺土、それから疋田、西室、東室、柿本、北花内、笛堂、新村、新町、忍海、そのエリアが黄色いエリアの地域に相当するわけでございます。当然、雨が降りますと、山間部から下流域に流れて最終的には大和川を經由して大阪湾に流れると。全ての奈良盆地で降った雨、一部吉野川の水は別として、それから北側の雨については全て、王寺を經由して大阪湾に流れるという経由でございます。上流域での洪水対策、これをしていくことが重要であるというふうな考えで大和川流域総合治水対策協議会が発足されたんであろうというふうに思います。特にこの協議会の議論の中で、危険な地域、災害の多い地域を見ておりますと、特に近隣の大和高田市の状況が非常に水害の頻度が高いということでございます。大和高田市と隣接をしております疋田であつたり尺土であつたり、笛堂であつたりといったエリアはそのすぐ近くまで、そういうリスクの高い状況であると私は非常に心配をしておるといふところでございます。

そういうふうなことで、特に大和川流域の治水対策ではそういう上流域の治水対策としてため池、水田の治水利用が進められております。本市におきましてもいち早く市長の方も、ため池についての対策について着手をしていただいておりますということでございます。協議会

の議事録を見ておられます、市長の方から、ため池についてのコメントをしていただいている部分がありました。

これは平成30年5月17日の議事録の一部でございますけれども、市長の答弁ですけれども、支川へポンプアップをすれば、内水は解消できるが、下流が危なくなることは問題であると思っているということがまず1点目。それから2点目に、ため池の有効利用を考えているが、治水のための水位調整をしたとき、水位回復が問題となり、吉野川分水等の供給の約束などがなければ農家の理解が得られにくいであろうというふうなことも懸念をいただいている発言をいただいております。それから3つ目に、今あるもので一番低コストで最大限の効果があることをしていくべきであると、こういうふうな3つのことについて、この協議会の中で市長の方から提案といいますか、ご意見をいただいているということでございました。そういうふうなことで、ため池の利用については、私も非常にコストのかからない有効な手段であるのかなというふうに思っておるところでございます。各ため池を管理されている団体に対しましても協力を要請されておるといふふうにも伺っております。

ところが、具体的な運用ということになりますと、若干心配しておる部分もございます。1つは、ほとんどのため池の場合は通常の水管理につきましては、一定量の水をため池にためておられます。常に川の続きにため池があるという状況じゃなしに、入水はふだん制限をされて、過度な入水はしておられないということでございます。上流からの入水を制限されておると、こういう管理の仕方でございます。緊急時、豪雨が降ったときに、上流からの水を入れて一時的に保水機能を持たそうということになりますと、そのときに誰かがこのゲートをあけて入れる作業をしに行かなければならないと。雨ですよ、警報出ますよといったときに、そういったような入水に関する管理、これを具体的にどのタイミングで誰にお任せするのか。緊急時の対応ですので、この入水調整が非常に危険も伴うというふうなこともございますし、当然市の職員さんが緊急時にそこへ駆けつけてということになりますと、いろんな対策室の対応も含めまして忙しいタイミングになりますので。当然地元のご協力を得なければならない、その施設の管理に熟知されておる方に頼ることになるのかなというふうに思うわけでございます。

それから2点目でございますけれども、豪雨による土砂が入っておる雨水でございます。前回の私の質問のときに、山間部に設置をされておる砂防ダムですね。砂防ダムというのは、私はてっきりびしゃっと谷間にダムをつくって砂を防ぐ、文字どおり砂を防ぐダムやと思ってたんです。ところが最近のダムは、そんなんしてたら3年か5年でそのダムのとめる力が満水になってしまうと。しょっちゅうやりかえなあかんというふうなことで、スリットを入れて土砂を流す仕組みの砂防ダムに変わっておると。そういうことで、下流域の河川の土砂堆積が非常に早くなっておるといいますか、下流に土砂が流れる仕組みに最近変わっておるといふことで、川底も浅くなっておる、イコール水害に弱い仕組みに、上流域で砂防ダムの仕組みが変わっておるといふことを聞きました。非常に下流域につきましては懸念材料であるのかなという心配もしておるところでございますけれども。そういった豪雨の際の土砂まじりの水を池に受け入れることになるわけですけれども、当然池につきましては、水を

抜く排水口がございます。排水口には一番底に設置をしておる排水口、底樋と俗に言われております。それから中樋があって上樋と3つくらい池の水を調整する土管が伏せられておると。1回の台風で土砂がどっと入りますと、当然一番底の排水口が詰まってしまう。このようなことで、昔から池底の土を除去する作業を、大変費用と労力がかかる作業なんですけれども、やっておられて、最近はその吉野川分水等の普及によって余り上流からの水を受け入れないことで、そういう除去作業も少なくなったわけなんですけれども、こういうふうな洪水対策、治水対策に利用するとなれば、この除去についての考えを整理をしていく必要があるのかなと、こういうふうに思いますので、この2点につきましての対策について、ご答弁を求めます。

下村議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの増田議員の質問に対する答弁でございますが、ため池による治水対策についてでございますが、現在市内の2カ所のため池で防災工事の一環として治水対策の事業を行っております。水位を常時低下させておくことによって、大雨時に水路、河川より雨水を引き込み、下流域への短時間での雨水の流入を軽減し、洪水の発生を未然に防止する効果がございます。昨今の日本各地での水害が多発している状況におきまして、有効な手段であると考えております。なお、大雨等の際には、あらかじめ地元の水利組合や土地改良区の方々にため池の落水について周知、依頼しており、緊急時のため池への入水調整については、地元の管理者にお任せしている状況でございます。

一方で、大雨時の濁水をため池に流入させることによって、流木や土砂も流入することになりますので、これらを防止する対策も必要になってくると考えております。また、ため池の貯水量を確保するためのしゅんせつ工事についても検討していくことが重要であると考えております。

以上でございます。

下村議長 増田議員。

増田議員 考えておるといふことでございますが、具体的にやっぱりお願いに行く以上、そういうこともちゃんと対策を講じますというふうなご答弁をいただけるような要請をしていただく必要があるのかなというふうに思います。何かあったときでは遅いですので、よろしく対応のほどをお願い申し上げたいというふうに思います。

もう一つの、水田を使った方法については、私もいろいろ検討したんです。例えば、台風前に落水を田んぼの水を流しておきましょうと。浅水にしておいて、台風時の雨を一時的に10センチですよ、1,000平方メートルで10センチの水をためるといふことになりますと、立米数で言うと、1,000平方メートルで100立方メートルになります。700ヘクタールの葛城市の水田、10センチ全部水を多くためる力を備えると、7万トンになるんですね。先ほどからの調整池どころの話やなしに、非常に得策であるというふうに思われるんですけども、今、大和川流域でやってんのは畔を高くしてという方法なんですけども、これは非常にコストがかかるので、市長の方も余り賛成じゃないというふうなことも聞いてますし、私ももう一つ

の懸念材料としては農業技術指導の中では、台風時には満水にしておくと、こういう指導なんです。それによって、稲が倒れにくくなるから、逆に前もって台風の前に水を深く管理せえという指導があるので、相反するお話なので、少し私、この水田利用についてはいかなもんかなというふうに思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、ため池につきましては農業を営むためにつくられた、非常に先人が苦勞されてつくられた農業施設でございます。この管理に当たっては区長会でもお話がございましたというふうに聞いてございますけれども、草刈り等の非常に夏の暑い時期に草刈りをやったり、日ごろの管理をご苦勞されておるといふようなことでございます。先ほどのような問題が解消されれば有効な手段でございますけれども、このような日ごろの管理負担、こういったものに対する支援策も講じていただきながら、有効な治水利用につなげていくというのも考えておいていただきたいなと。ご答弁いただきたいなと思ったんですけれども、余りいいご答弁がないというふうに伺っておりますので、得策は考えておられないということでございますので、今後、市長の方から後ほど答弁いただきますけれども、このような利用に対する地元協力をしていただける地域への対策も講じていただきたいというふうに思うところでございます。

次に、市の施設を利用した対策でございます。一番先には、開発業者が開発に当たっての治水、それから農業施設を使った治水、次に市としての治水対策でございます。1つに雨水貯留浸透施設という施設がございます。これは学校のグラウンドとか公園とか、こういったものを利用した地下にタンク並びに浸透するような砂とか礫とか砂利とか、そういった施設を埋没さす機能であるというふうに伺っておりますけれども、本市の現状の取り組み状況、また今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。ただいまの質問についてでございます。

学校のグラウンドを利用した浸透方式による校庭貯留施設につきましては、グラウンド周囲に小さなコンクリート製の堤を設置し、放流口の口を絞ることで敷地内やグラウンドに降った雨を一時的に貯留し、グラウンド内に埋設しております浸透トレンチ管により地下に浸透した雨水も下流部で絞ることにより、下流域への流出量を制限する構造としております。平成7年度に新庄北小学校、平成13年度に白鳳中学校及び磐城小学校、平成16年度に當麻小学校の計4カ所を整備しております。白鳳中学校につきましては流域面積及び地形の状況から地下貯留施設の併用となっております。学校施設でありますので、養生期間が短く、早期に開放できるものとしてタンク方式のプラスチック製の地下貯留施設を設置しております。また、平成22年度には区画整理事業により、JR新庄東地区に平成28年度に道の駅かつらぎにおいてコンクリート製の地下貯留施設タンク式を設置しております。区画整理、道の駅施設につきましては、施設の有効利用が図れるとして地下貯留施設を整備しております。この施設につきましても、降った雨を一時的に貯留し、放流口の口を絞ることで下流の流出量を制限しておるものとなっております。

また、今後の取り組みにつきましては、ため池を活用した雨水貯留対策といたしまして、大和川流域総合治水対策の一環といたしまして、流域貯留浸透事業により、貯留施設の整備を行っております。この事業につきましては、利用の同意を得た上でため池と余水吐といいますのは、一定の水位を確保するための水路でございまして、その余水吐に切り欠きを入れることにより、ため池の利水容量を貯水容量に振りかえて洪水調整を行うものでございます。現在、尺土池につきましては完了しております。約4,000立方メートルの洪水調整を行っております。なお、今年度以降4カ所の池を整備していく予定でございます。令和元年度におきましては、柿本池、新在家大池の測量設計、令和2年度には柿本池、新在家大池の改良工事、また疋田池、藤の木池の測量設計、令和3年度におきましては、その疋田池と藤の木池の改良工事を予定しております。

以上です。

下村議長 増田順弘君。

増田議員 ありがとうございます。各施設を利用した、市としての雨水対策、洪水対策はいろいろやっていたらいい。私ちょっと認識不足で、この雨水貯留浸透施設と、ため池の工事もこの事業の中に、雨水貯留浸透施設の中に入っておるというふうなことを伺って、あ、なるほどなというふうに再認識をさせていただきました。先ほどご説明にありました尺土池のスリットを入れた工事ですね、雨水貯留浸透施設。これを2015年の事業で、測量設計委託料が予算化、計上されておりました。もう一つ、この2015年に、新庄第1健民グラウンドにおきましても、雨水貯留浸透施設をつくる予定で測量設計委託をされております。これ結局、私もこのほかの質問の中でこの事業についてのことをお聞きしたわけですが、改めて水害の観点から、市長にご質問をさせていただきたいなというふうに思います。

前の洪水対策全般について市長の方からご答弁をいただきたいと思います。

下村議長 阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。平成30年の5月、1年半前になるのかなと改めて思い出しております。あのときは河川局の集まりで大和川流域の今までは下流域の地域の市町が集まっていたんですけども、初めて上流域を呼んでいただきました。その中で初めて参加させていただく中で、大雨等が昨今の気象条件の中で非常に荒々しい気候になっている。じゃあそれを大和川流域全般を取り上げて氾濫を防ぐにはどうしたらいいのかということで、初めて上流域としてため池の調整池としての使い方を提案させていただいた。それが1年たった後に補助事業として国土交通省の方が、河川局の方が認めていただけたというのが、今回のため池の貯水池としての使うための事業でございます。今のところ4つ、その事業に乗っかって、補助事業として整備をしていく。これは、ある種、先ほどちょっとおっしゃいましたが、5万人チャレンジにもかかったところでございます。工場誘致、宅地誘致をするに当たって農地が減っていく、それによって保水力が落ちていく、それをどうカバーするのかということもある程度それを含んだ中で、非常に大きな貯水タンクを葛城市で持つ必要があるという計算の中で行いました。昨今の天候といいますのは、正直申し上げまして台風が来れば、もしくは大雨が降れば災害が起こらないということは考えられません。もうそれが直撃すれば

ばその地域、地域、日本のどこであっても災害が起こるということを念頭に入れたある程度の減災対策をしないといけないということでございます。そういう意味におきましても、葛城市においては水害対策の上では、ため池の調整池としての使い方というのは大切でございます。

台風が来るたびに、特に山麓地域の水利組合さん、大字に対しまして、事前放流をこの2年間常にしてきたわけでございます。お願いをしてきたわけなんですけれども、なかなかこれは水利権がございまして、していただいた地域も、そうでない地区もございまして。ただ、その事前放流の意味というのは、若干違っております。上流域に関しましては、それはため池の崩壊を防ぐための事前放流が大きな意味を持っております。下流域におきましては、どちらかといいますと、調整池としての利用の目的に対しての事前放流であるということでございます。上流域、大雨が降りますと入水をとめておりましても、やはり、水位が上がることによって池の堤の崩落等が起こる可能性が高うございます。葛城市におきましても2年前には中戸新池の堤の崩落、並びに平岡奥池の崩落、堤の崩落等がございました。そのようなことが起こらないための事前放流をお願いしているということが大きな理由でございます。なかなか事前放流をしたからといって、いや本当にとめられるかどうかわかりませんが、少なくともその堤の崩落、もしくはため池の決壊が起こるような危険を少しでも少なくするという理由の放流でございます。

入水の管理の話がございました。1つは、上流域におきましての事前放流をかけていただきますと、私は基本的に入水制限していただいているのかなと思っております。自然流入がございましてそれがどの程度なのかということをお考えすると、それをため池の方に水を入れるということは、非常に事前放流の意味がなくなってしまう。下流域につきましては、結果的にスリットを入れた形での水面の調整になると思います。その場合ですと、これは大雨が降るときに例えば、入水の作業していただくという必要は全くないのかなと思っております。天候が悪化するまでに常に入った状態で水位は落としておりますので、大雨が降ったときには、自然に入った分だけそのスリットが入っている一番の上面のところまで水位を保つことができるのかなという作業でございます。

あと、ご質問ありました新町のグラウンドの話。これは新町の全国中学校のサッカー大会を行ったこの芝生のグラウンドの話なんですけれども、その計画がございました。総費用としては5億円から6億円と記憶しております。その本来の意味は貯水対策ともう一つは芝の張りかえ、もしくは人工芝にするということも含めた中での貯水の対策であったというふうに理解しております。ただ、そのことにつきましては人工芝は張らずに、もしくは新しい芝を張らない形での芝の整備を今年の今ごろ、たしか12月の議会で認めていただきました予算を使わせていただきまして、整備をさせていただきましたので、その意味の貯水の計画というものは今現在存在していないわけでございますが、全体を通じて葛城市の貯水対策というのは、万全とは言いませんけれども、この面積に当たっては、非常にほかの市町村に比べまして先んじている、かなり水量を確保できるだけの貯水対策はしているという具合に認識をしておる次第でございます。

ただ、昨今の災害といいますのは、申しわけないんですけども行政がどんなに事前に準備的いろんなことをしようが、基本的には防ぐということは私は難しいと考えております。ある種災害が起こるということを前提にして、減災もしくはそれに対する対応をやはり主体に考えていく必要があるのではないかという思いがございます。100年に1度というものが、これはもうこれから毎年起こるべき可能性が高うございます。そのようなことを考えながら、どう命を守っていくのか、この地域の住民の皆さん方の財産等を守っていくのかという考え方に立たないと、これを100%防ぐような、そのような対応はできない。それだけやはり人間の罪というのは大きかったのかな。地球温暖化に結びついたような、最終的には海水温の上昇が一番の気象条件に影響しているようでございますが、そのようなことを完全にそこから出てくる災害を防ぐということは、多分今の現状ではできないであろうという認識を持った中で、行政としての対応を考えていく必要があると考えております。これから、いろんな自然災害、特に今回取り上げていただきました洪水災害等につきまして、最新のデータを住民の皆さん方にご提示する必要が、命を守るという意味で一番必要であると認識しております次第でございます。

ご質問いただきましたことに心から感謝を申し上げます。どうもありがとうございます。

下村議長 増田順弘君。

増田議員 ご丁寧なご答弁ありがとうございます。

5万人構想につきましては、市長がおっしゃられているように、財政面とか、いろんなメリット、これは十分私も承知をしておるところでございますけれども、先ほどからお話ししておりますような、デメリットの部分につきましても、しっかりと精査しておく必要があるのではないかなというふうに思います。

それから、雨水貯留浸透施設計画でございますけれども、この新町第1健民グラウンドの地域につきましては、葛城市の中でも一番水害危険度の高いエリアであると、私はこの地図から見て新村、新町、あの周辺が危険なエリアであるというふうな地域であるというふうに思いますし、だからそこに貯留浸透施設をつくろうというお話があったのではないかなと。これ、下流域の笛堂地域につながります水路がございます。この水路に6寸、1メートル80センチですか、の径の土管が入ってて、これが小さいからもう少し大きくしたら上流の新町からの水が流れやすいというふうなことも議論されておる中で、それをすることによって下流域の笛堂の甘田川の水の保水力が損なわれると、逆に言うと水がつく、そういうようなことで制限をされておるといふようなことも聞かせていただいております。そういうふうなことも含めて、貯留浸透施設の設置を計画をされたんであろうと私は推測をしておるんですけども、改めてこの未着手の貯留浸透施設については、代替案も含めて、私が今懸念をしておるような下流域の水害対策も含めて十分にご検討をいただきたいというふうに思います。

それから、先ほど聞かせていただいた防災マップのところでございますけれども、この案内の中では、1ページのところで、とるべき行動と、指定された避難所へ避難行動を開始してくださいと、こういう指示なんですけど、教訓からいくと、水害に遭われた方のほとんどが避難所へ行く途中に車で事故を起こされたとか、流されたとかという事例が非常に多いと

いうふうに伺っております。こういう指示の仕方がええのか、身近な安全な場所をあらかじめ考えておいて、とりあえず緊急の場合はとりあえず安全な場所、それから避難場所への誘導といったような2段階の避難方法も、最近起こっている被害の教訓から、ご検討いただく必要があるのかなというふうに少し感じましたので、防災マップの再編に当たってはご検討いただけたらなというふうに思います。洪水につきましては、先ほど冒頭に申し上げましたように人の生命を奪うというふうなことも、それから家や車という財産を奪うと、非常に市民にとっては恐怖な事故でございます。災害に強いまちを目指す葛城市としては、災害を想定し得る最大限の努力はしていただいているというふうに思いますけれども、災害後の救援措置ということも重要ではございますが、未然に防ぐ対策、防災、この言葉を十分ご認識いただいて、防災の最大限のご努力を講じていただきたいというふうに強く求めまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、野良猫対策でございます。非常に猫問題については、一部の地域かもわかりませんが、トラブルが発生をしております。飼っておられる方と、それによる環境被害の両者との争い事でございますけれども。どのような状況、市内での苦情状況についてお尋ねをいたします。

下村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。よろしくお願いたします。

野良猫に関する苦情の状況についてご説明申し上げます。件数といたしましては年間10件余り、平均すると月に1件程度でございます。その内容は、野良猫への無秩序な餌やり、糞尿、ごみあさり、花壇や植木等を荒らされ困っているなど、ある程度特定の地域からのものがございます。

以上でございます。

下村議長 増田順弘君。

増田議員 今ご説明いただいたとおりでございます。私の近隣の近くでも、そういう問題が非常に多発をしておるということでございます。今年の8月31日の奈良新聞、進む県プロジェクト、猫トラブル解消へと、こういう記事が載ってございました。内容につきましては、このトラブルを解消するために、殺処分をせずに生息数を減らして猫の被害を徐々に減らしていこうと、こういったような事業が県で進められておると。モデル事業にも着手されて、橿原市がエントリーをされて、今年から取り組まれておると。また、生駒市におきましては、この野良猫の去勢、避妊手術代を市が全額持って、この猫トラブル解消に努められておるといったところでございます。本市といたしましても、このトラブルに関してこのような制度を活用した事業に、どのように考えておられるのか、すぐにでも取り組む準備をされておるのかお尋ねをいたします。

下村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 猫トラブルゼロプロジェクトの取り組みは全国各地で行われております。おっしゃっていただきますように、奈良県でも取り組みをされておりました。県や市へは猫がふえ過ぎて困る、家に糞尿をされて困る、餌の食べ残しの悪臭がひどい。また一方では、動物福

祉的な意見で、猫がかわいそうであると、猫に餌をやって何が悪いなどの両面の意見があります。その対策としてTNR活動というものがございます。TNR活動とは、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、自然淘汰で数を減らしていくことを目的にTRAP捕獲し、NEUTER不妊去勢手術を施して、RETURNもとのテリトリー縄張りに戻す活動のことです。奈良県でもガイドラインが定められておまして、所有者不明の猫の不妊去勢手術を行うことにより、所有者不明猫の繁殖の抑制を図り、殺処分数の削減と、地域住民の生活環境が損なわれる事態を削減するというものであります。具体的には、これについて事業の調整とか、実施要領の策定等を進め、地域住民に事業開始の周知をし、住民からの申請を受け付け、宇陀市のアニマルパーク内、中和保健所動物愛護センターにおいて無料で手術を行います。手術をした猫は他の猫と区別できるよう耳元をカット、さくらカットし、1代限りの命として見守っていくことになります。

この事業は、県と市町村が協力して住民が行う活動でありますので、地域で猫の苦情等を把握し、TNR活動の効果が見込めるかということが重要になってきます。猫を捕獲し、アニマルパークへ持ち込み、術後の猫を持ち帰りもとに戻すという、一連の活動をしていただける団体等を組織するというこの活動についての地域住民の同意協力が大前提であります。令和2年1月に令和2年度の事業参加市町村の募集がありますので、葛城市におきましても取り組むことができるよう、その準備を進めさせていただきます。

以上でございます。

下村議長 増田順弘君。一言だけお願いします。

増田議員 できるだけこの事業に参画できますようによろしくお願ひしたいと思ひます。猫を悪者にしないようなそういう手だてであるかなと思ひますので、よろしくお願ひを申し上げておきます。

下村議長 増田順弘君の発言を終結いたします。

次に、3番、吉村始君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、吉村始君。

吉村始議員 皆さん、おはようございます。吉村始でございます。ただいま議長の許可を得まして、一般質問をいたします。今回の質問は2つございます。

質問の1つ目は、尺土駅周辺の整備事業についてであります。ちょうど2年前の12月議会、私が議員になって初めての一般質問で尺土駅周辺の整備事業について伺いました。きょうはその後の事業の進捗状況を確認しつつ、新たな提言も行いたいと存じます。

2つ目は、市内の公共施設のうち集客施設についてであります。

毎度毎度のパネルですが、今回も議長のお許しを得ましたので適宜使いながら視覚的に訴えながら質問に臨みたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、これからの質問は質問席にて行いたいと存じます。

下村議長 吉村始君。

吉村始議員 2年前、平成29年12月の一般質問で、尺土駅の整備についてお伺いをいたしました。その際、周辺整備には3つの意味がありますよというふうなことを提案いたしました。1つ目

に安全性、そして利便性、3つ目に雰囲気や見栄えがよくなるなどということであります。その中でも安全性の確保が第1であるとした上で、主に道路整備について伺いをいたしました。駅前から東西に延びる道路については、関係者の皆さんの大変なご努力もありまして、少しずつ進捗をしているところであります。また、駅前広場とそれから道路整備、これと同様に、東西道路に接続する南北道路の整備が課題であると認識するものであります。翌年の平成30年3月の一般質問では、南北道路の安全確保の具体策として尺土池の周辺整備を提言をいたしました。あれから2年間経過いたしましたので、その後の進捗状況などについても伺いつつ、新たな提言も行いたいと存じます。

さて、尺土駅前整備の進捗状況につきましては、今年9月議会の総務建設常任委員会でもご報告がありまして、ご報告のとおり、契約の済んだ駅前広場に係る部分の家屋については、既に取り壊し作業も行われております。まずは、改めて現在の進捗状況をお伺いいたします。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。

尺土駅前周辺整備の進捗状況につきましては、9月議会の総務建設常任委員会でも報告させていただいている内容とほぼ変わるところはございませんが、昨年度に用地補償の契約をさせていただいた1軒の方につきましては、現在家屋の取り壊しをされており、数日中に完了いたす予定でございます。全ての取り壊しを確認した後に、残金の支払いを予定しております。また、残り2軒の方につきましては、未買収となっておりますが、引き続き鋭意努力をしてみたいと思います。

以上のことにつきましては、総務建設常任委員会でも同様に報告させていただく予定でございます。

以上でございます。

下村議長 吉村始君。

吉村始議員 住民から、尺土駅南口の道路から駅舎に接続するエレベーターの早期実現の切実な声は、これも何度も何度も伺っております。2年前の一般質問でも、駅舎に直づけするなど、早期設置の可能性を伺いましたが、当初の設計どおり工事を進めるとのご回答でありました。以降、同様に回答、答弁をされているのであります。設計では、尺土駅の改札のあるフロアからそのまま南にデッキ、歩道橋を設置して、南北の道路を挟んで南側の駅前広場につなげて、その先に階段とエレベーター等を設置するというものであります。2点確認をしたいと思えます。

1つ目には、市としては今後も当初設計どおりで工事を進めていくという認識でよろしいんでしょうか。2つ目には、もしそうなった場合、エレベーターの設置時期の見通しはどのようになるんでしょうか。何年何月完了というのはなかなか難しいと思えますので、用地の完全取得をどのような手順で、工事に何年程度かかるのかお答えをいただきたいと思えます。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。

市といたしましては、当初設計どおりの工事を進めているといったところでございます。

理由といたしましては、南側のエレベーターの設置につきまして、駅舎に直づけすることとなりますと、一時的に計画上その部分が最終歩道部分となることから、歩道が分散されることにより、設置できないというところがございます。仮設のエレベーターとなりましても、本設と同等の強度等仕様が必要となることから、多額の費用が伴うものでございます。ゆえに設置が難しいと考えております。エレベーターの設置時期につきましては、用地の取得を西の葛下川の部分の橋りょう工事、地下道を延長する工事、これに伴い、地下道と東西方向の市道の交差部分に埋設しておりますライフラインの移設工事、エレベーターから歩道橋設置と進んでいくわけでございますが、工事の部分で3年から4年が必要であると考えております。

以上でございます。

下村議長 吉村始君。

吉村始議員 2年前のご答弁と同じと、当初設計どおりということですね。

少し話を変えたいと思います。尺土駅北側ですね、この方にもエレベーターを設置してほしいという要望も聞いております。これから、これは車いすを利用の方からも話を伺ったんですけれども、これから身障者だけじゃなくて、高齢者がどんどんふえていきます。階段の上りおりが困難な方がふえてくることが見通されるわけであります。その点で私も、もし可能であれば当然設置が望ましいと考えるものであります。

さて、北側には市が購入した土地がありますが、北側の今後の開発の見通しはどのようになっていますでしょうか。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 尺土駅北側部分の整備につきましては、限られた部分でのスペースの市道整備となるものでございます。自動車を乗り入れ利用者が乗降できる歩車道の整備の計画をしております、今年度に発注し年度内に完了する予定をしております。

以上でございます。

下村議長 吉村始君。

吉村始議員 もし、北側にエレベーターの設置をしたいということであればこれを可能とする要件とは何でしょうか。また、設置の際想定される事業手順についてお伺いをしたいと存じます。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 ただいまの質問についてでございます。

尺土駅北側のエレベーターの設置につきましても、現在のエスカレーター及び地下通路の位置を考慮いたしますと、設置できる位置が制限されるものでございます。

まず、地下通路東側の駐輪場の中に設置することとなりますと、既存のエスカレーターの2階部分の踊り場とエレベーターの2階乗降口が重なることから、設置が困難と思われれます。次に地下通路の部分となりますと、構造上通路の上に通路の高さが確保できないということで、設置ができません。また地下通路の西側、今回整備する部分でございますが、国の補助事業での工事において、自動車の動線が変わることから難しいと考えます。以上のことから、既存のエスカレーターでの対応をお願いしたいというところでございます。

下村議長 吉村始議員。

吉村始議員 実のところ、現在エレベーターにかわる手段としまして、尺土駅のエスカレーターは設置当初から車いす対応になっているものであります。利用者が駅員に声をかければ対応してもらえるとということになってはいるんですが、実際に車いすの利用者から、固定が十分にできずに怖い思いをしたという声も聞いております。安全性の面からも、利用者と駅員さんの負担の面からも、早期のエレベーターの設置が望ましいと考えます。

ところで、近鉄では定期的に1日の乗降人員を調査していると思いますけれども、現在の尺土駅の乗降客数は何人でしょうか。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 近鉄のホームページによりますと、平成30年11月13日に行った1日乗降人数の調査結果によると、尺土駅の乗降人数は改札を通過人数で4,348人となっております。

以上です。

下村議長 吉村始君。

吉村始議員 4,348人ということであります。私自身尺土駅前の南と北の出入り口付近に立っていた実感としての乗降客数は、北側が恐らく1くらいに対しまして、南側は3倍程度あるのではないかと思います。だとすれば、南出口を利用される乗降客は3,000人程度であると、これは推測されます。尺土駅は葛城市の代表駅で、かつ特急停車駅であります。乗降客で見ましたら、同じ南大阪線の古市駅の5分の1です。上ノ太子とほぼ同じ程度か若干尺土駅の方が少ないという程度しかありません。そこで、行政の今後の方針として、先ほどご答弁いただいたように、当初の設計どおり整備工事を進めるということ、また関係者の皆さんによって事業が進捗しているということは、これは重々承知をした上で新たな提言をしたいと思えます。

現在、尺土駅の構内にエレベーターが設置されております。これは現在の駅舎ができたときにはなかったんです。後で設置されたものです。わかりやすいのが今パネルで出しておりますが、樫原神宮前と御所方面行きホームに設置されているものなんですけれども、これが三菱電機製の定員が11名です。積載750キログラムまで乗れますよと、車いすで乗り込んだ向きのまま降りられる、貫通二方向型エレベーターというものであるそうです。三菱電機のパンフレットにそう書いてあったんですが、貫通二方向型エレベーターです。人が乗って上下するかごの横幅はおよそ1メートルで、車いすでの通行を可能にしております。外寸ですね、それは私が自分でメジャーで実測したところ、幅およそ2メートル、奥行きはおよそ2.9メートルでありました。上にある機械部分は若干はみ出ているんですけども、幅は2メートルと15センチ、奥行きも3メートルちょっとでありました。先ほどのご答弁にあつたとおり、現在の設計ではエレベーターの一部が駅の敷地をはみ出して歩道を占有するというふうに考えますけれども、駅改札口を出たコンコースの南側側面に直づけできる可能性は私は十分あるものと考えます。コンコース側のエレベーターの出入り口を西側にして、そして地上階の出入り口を東側になるように、道に対して歩道に対して垂直じゃなくて平行に出入り口を設ける。で、この今言いました貫通二方向型エレベーターというものを設置すれば、

エレベーターの西側を今現在地下道が通っておりますけれども、今後地下道の改修工事をする際にも邪魔にならない位置に設置することも可能ではないかというふうに考えるものであります。

最終的にやる、やらないというのはこれは行政の政治判断ではありますが、まずは今言いました方法が可能かどうか、具体的に歩道に何10センチメートルはみ出すなど、そういったことを、メーカーあるいは近鉄など関係者に確認することを要望するものでありますけれども、いかがでしょうか。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 ただいまの質問についてでございます。

この尺土駅前整備につきましては、南側ロータリー内の歩道にエレベーターを設置し、市道を横断せず歩道橋により駅舎2階に利用者を誘導するという計画で進んでおります。エレベーターを駅舎に直づけすることによる問題点といたしまして、北側歩道と駅舎の間に若干の近鉄用地がございますが、その部分の用地協力をいただけたとしても、歩道の計画幅員の確保ができないこととなります。現在、駅舎におきましては、2階部分はトイレ、事務所などに使用されており、また地下通路上には設置できないことから、設置位置につきましては制限されることとなります。仮に駅舎に直づけした場合、設置位置が地下通路に接近することにより、地下通路の整備の際に影響がなく今後整備できるかということ、そして市道を横断する際に歩行者等の安全確保ができるかなど問題となってきます。

以上のことを踏まえ、当初計画におけるエレベーターの設置時期、歩道橋の工事費を考慮した中で検討材料として関係機関に確認させていただきたいと思っております。

以上です。

下村議長 吉村始君。

吉村始議員 どうぞよろしくお願いたします。私は現在の事業の進捗状況を踏まえた上で、現場を見たり、航空写真を見たりして、自分で勝手に線を引っ張ったりして今の考えに至ったんですが、エレベーターを仮設するという話ではなく、本設も含めて再検討すべきだと考えます。現行計画では、駅舎から道を挟んだ駅前広場内に歩道橋を設置、橋渡しをしてその先にエレベーターを設置するというものであります。この計画ですと、どんなに急いでもエレベーターの使用は恐らく、大阪万博が開催される後まで待たなければいけないという、そんな時期になってしまうということになると思っております。また、エレベーターにつながる歩道橋の工事費もかかります。この歩道橋は現時点では、例えば駅ビルの2階に接続するというようなこと、そういう予定があるのであればいいんですが、そういうことも予定はありません。エレベーターを直づけするメリットとしては、すぐに3つ思いつきます。

1つ目は、エレベーターの使用時期が数年間早くなるということでありまして。2つ目に、デッキ歩道橋の設置を不要にするという選択肢ができるということでありまして。3つ目に、ベビーカーや車いすを利用する乗降客が雨風の日に傘をさして歩道橋を渡らなくて済むというこの3つのメリットが考えられます。もちろんデメリットもありますけれども、この3つのメリットがあるわけでありまして。尺土駅周辺整備工事は、もはや国庫補助は望めず、葛城

市の単費でやらなければいけないような状況になっております。一度決まったことだからと、当初の計画どおり整備工事を進めるだけでなく、駅舎からわざわざ道を渡っていく南駅前広場、南側にあるレイアウトの変更も含めて再検討し、もしレイアウトの変更が実現すれば、時間と費用とが大幅に短縮、削減できる可能性があると考えまして、今このタイミングで提言をいたしました。

さて、駅前南側の東西道路につきましては、関係者の皆様のご努力により、一定のめどが見えてきたと感じております。続いて、それに接続する南北道路についてお伺いをいたします。

市の都市計画マスタープランに位置づけられている、弁之庄・木戸線と尺土駅前東西道路との接続についてはどのようにお考えでしょうか。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 ただいまの質問についてでございます。

尺土駅前周辺整備を拠点とした中での尺土駅と大和高田バイパスのアクセス道路としては、接続する必要があると考えております。

下村議長 吉村始君。

吉村始議員 弁之庄・木戸線の進捗状況についてはどのようになっていますでしょうか。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 弁之庄・木戸線の進捗状況につきましては、葛城市都市計画マスタープランにおいて、大和高田バイパスから尺土駅西側を通過し、国道166号線までの道路計画でございます。この道路につきましては、広域幹線道路として位置づけをし、積極的に推進することとなっておりますが、現在の土地の状況、住宅等の建築物の状況を見た中で多額の費用が伴うものでございます。財政面も考慮した中でいろいろな手法を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

下村議長 吉村始君。

吉村始議員 弁之庄・木戸線につきましては、合併で葛城市が誕生したときの、新市建設計画で第1に行くこととして、旧當麻町と新庄町とを結ぶ道路を整備することとされていたと聞いております。私も奈良県の高田土木事務所でも確認いたしましたけれども、平成19年に葛城広域行政事務組合から当時の葛城市長と大和高田市長、香芝市長の連名で県道を寺口・北花内線から165号線を越えて香芝市の別所まで整備をしてもらおうよう、知事に要望が出ております。しかし、その後は残念ながら葛城市からの働きかけがトーンダウンしてしまったということで、なかなか実現はできておりません。市長はかねてからまちおこしも大切だが、まちづくりこそが大事だというふうにおっしゃっております。なぜならばまちづくりは行政にしかできないからだということでもあります。これは私も好きな言葉でありまして、まさに市長のおっしゃるとおりだと思います。今、奈良県が市町村と連携したまちづくりを進めています。今年1月末の資料を見ますと、県内の26市町村が県と包括協定を締結しております。昔は先に道路を通して、それからまちづくりをするという手法もあったようですが、今

は例えば尺土駅周辺はこんなまちにしたいという明確なビジョンがあつて、その実現のためにアクセス道路の整備が必要不可欠であるということを示せば、県との連携協定を通じて県の支援、補助が見込めるといふふうに私は聞いております。弁之庄・木戸線は旧町の連絡道路としても、また、尺土駅前整備を生かすためにも重要な道路です。道路はあくまでもこれはまちづくりの手段であります。まちづくりの明確なビジョンを持って優先的に取り組んでいただきますよう要望いたします。

さて、尺土駅東西に接続する南北道路につきましては、東のほうからツバキ・ナカシマ工場の東、東の川沿いの道路。それから尺土駅西側の道路、それから磐城第二保育所東側の道路が挙げられます。いずれも尺土駅前広場などの整備と付近の住宅開発に伴う交通量の増大が予想され、道路の安全対策が重要と考えます。

さて、平成30年3月の一般質問で、尺土駅を周回する遊歩道の整備について伺いました。現在の池の西側を通る道路は、疋田、東和苑、八川方面から来る人と、車の行き来で安全面に問題があるとしまして、歩車分離とあわせて公園の整備を提言したものであります。西側の道路につきましては、近隣の大字や水利組合から現在どのような要望が来ていますでしょうか。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 ただいまの質問についてでございます。

今年度におきまして、水路上にふたの設置の要望書が疋田区から提出されており、八川、尺土区の連名の要望書も添付されております。維持管理につきましても、ふたを設置しますと一定間隔の開口部を設けての管理となる要望書が出されておりますので、水利組合の同意を得たものと認識しております。この件につきましては予算化に向け検討を重ねていきたいと思いますが、現状は道路幅3メートル程度の道路であり、水路上にふた等を設置いたしましても車両の対向ができる幅員を確保することができません。また、ブロックの立ち上げにより、歩車道の分離をした場合、車道付近におきまして現状と余り変わらない状況となり、効果が期待できないものでございます。尺土池の堤の現状を考慮した中で、公園整備よりも歩行者専用の歩道整備として計画を検討することがふさわしいと考えております。

下村議長 吉村始君。

吉村始議員 今のこの道路は、以前から幅が狭いのみならず、水路もありまして、歩行者と車との行き違いに危険性があると考えておりました。改良工事の早期実現を要望したいと思います。また、今のご答弁にありましたように、この道にブロックなどの立ち上げによる歩車分離というのは私も現実的ではないと考えます。そこで、歩車分離の第1段階としまして、尺土池東側の堤防の上の道の開放が歩行者の安全と利便性の向上から意味があると考えて提言するものでありますが、そこで伺います。そのために解決すべき問題とは何でしょうか。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 尺土池東側の堤体を利用した歩道の整備につきましては、尺土池を管理している水利組合の承諾を得た上で、各大字からの要望により実施していくこととなります。市道整備ということになれば道路法の規制のもと、池を管理することということになりますので、

水利組合等の池の管理者と十分協議する必要がある、また、歩行者に対する安全確保も十分検討する必要があると考えます。

以上です。

下村議長 吉村始君。

吉村始議員 やっぱり安全第一、確保ということ、全く同感であります。

さて、東の川沿いの道につきましても、大型車との行き違いに危険を感じているという声をよく聞きます。1カ所でも河川の上に橋りょうをかけて行き違い箇所をつくることができれば通行者の安全につながるというふうに考えるものでありますが、もしそれを事業化する際、どのような手順が想定されますでしょうか。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 東の川沿いの市道における待避所の設置ということでございますが、地元にも企業もあるという中で、大型トラックの往来もある中で自動車の対向が困難であることについては、認識しておるところでございます。河川に床版をかけ、待避所を設置する場合は奈良県の許可が必要になるものでございます。河川断面を侵すような構造物は許可されないものでございます。この東の川につきましても、豪雨時には越水被害が出ている河川でもございます。以上のことから市道の東側に待避所を設置することが望ましいと考えますが、東側につきましても用地の協力が必要となってくることから、地元の意向も確認させていただき、検討する必要があると考えています。

下村議長 吉村始君。

吉村始議員 やはり、技術的に難しいというお答えでしたけれども、実現性の高い対案もあわせてお示しくさせていただきました。

そこで、市長にお伺いいたします。先ほど質問しました、弁之庄・木戸線など、南北道路と尺土駅前道路の接続の重要性につきましては、言うまでもなく市長が一番ご存じのことであり、公約にもうたわれております。もちろん、尺土駅前広場や道路の整備はゴールではありません。市長が目指しておられる人口増も含め、周辺の開発と葛城市発展のためのまちづくりの手段であると考えます。したがって、設計変更を行ってでも尺土駅前整備事業の早期完了を目指す手もあるのではないかとこのように先ほどの提言を行った次第であります。きのうの一般質問で、質問に立たれた議員からの質問に市長は、葛城市は努力すれば人口5万人を目指せる可能性のある地域だということ、そしてもう一つ、そのための手段は住みよいまちに、子育てのしやすいまちにすることだということふうにおっしゃいました。とすれば、きのう、複数の具体的な提言があったわけでありましてけれども、これらの提言に真摯に取り組もうとするその姿勢が、市長のおっしゃる努力なのではないかなというふうに考えるものであります。また、車いすやベビーカーを利用する方々が苦勞されている現在の尺土駅が、市長のおっしゃる住みよいまち、子育てのしやすいまちの玄関口としてふさわしいかどうかという、私はそうではないと思います。駅前整備が早く完了すれば、周辺の開発、まちづくりがしやすくなります。そうすれば、現在上ノ太子駅よりも少ない尺土駅の乗降客数の増加にもつながります。乗降客数の増加は、葛城市の人口増加につながるのではないかと考えま

す。そのための1つの手段として、たった1台のエレベーターであるけれども、されどエレベーターと考えまして、具体的な提言をいたしました。尺土駅周辺整備と、弁之庄・木戸線などまちづくりにかかわる道路の整備につきまして、市長の現在のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

下村議長 阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。きのうからもいろんな方が5万人チャレンジについていろんなご質問いただいて、それだけ非常に衝撃的な言葉やったのかなということを改めて感じておる次第でございます。きのう申し上げたとおり、5万人チャレンジの本質はといいますと、住みよいまちをつくる、住みやすいまちをつくる、活力のあるまちをつくるというのが実は本質でございます。そのための前向きな施策を考えていくということが5万人チャレンジであるということでございます。議員ご質問のとおり、ご意見いただくとおり、まさに尺土駅前周辺、並びにその駅につながる南北道の道の整備はまさに5万人チャレンジの大きな本質の1つでございます。活力あるまちをつくるためにはぜひともその事業を完結する必要があります。それもできるだけ早い時期に完結する必要があるというのは、実はこれは合併してからもう15年がたつわけなんですけども、当初からの思いでございます。ただ、いろんな事象の中でなかなか進まないというのが事実でございます。それをクリアするために1つ1つ努力をしていかないといけないという思いでございます。奈良県とも協働の中で南北の道をできるだけ早い時期に現実のものとするよう頑張りたいと思います。

議員ご指摘のエレベーターの設置についてでございますが、一応検討ですね、実際可能なのかどうかということを検討をさせていただきたいなと思います。駅前整備、まだあと数年かかります。それまでにという議員の意思というのはよくわかりますので、一応検討をさせていただきたいと、今の時点ではそこまでの返答にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

下村議長 吉村始君。

吉村始議員 今市長がおっしゃいました、事業の早期完了、そしてエレベーターの設置の検討を、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、公共集客施設についてお伺いいたします。

葛城市の公共施設のうち、集客施設というカテゴリーがございます。この議場があります新庄庁舎も公共施設でありますし、當麻庁舎、ゆうあいステーション、中央公民館、消防署、小中学校も公共施設であります。集客施設についての定義につきましては、葛城市が平成28年3月に発行しました、葛城市公共施設マネジメント基本計画の中に、施設類型別の方針というのが明記されております。それによりますと、9つに分類されるとされております。

まずは、庁舎系施設です。新庄、當麻両庁舎などが入ります。次にこれから質問をしようとしております集客施設です。以下、社会福祉施設、住宅系施設、これは市営住宅です。それから、公民館など、それから消防施設、教育施設、集会所等その他施設、これには屋敷山公園や新町運動公園、それから綿弓広場、市営の當麻観光駐車場などが該当するというふうにされております。

そこで、素朴な疑問でありますけれども、葛城市公共施設マネジメント基本計画の中には道の駅かつらぎとウェルネス新庄の掲載がないんです。道の駅かつらぎについては、実は冊子が刊行された年の平成28年の11月のオープンですので、その半年前に発行された冊子に掲載されていないというのは当然のことです。しかし、市のホームページには、公共施設としては上がってはおりません。市民の税金を使って建てた両施設の位置づけについて市の見解をお伺いします。

下村議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ウェルネス新庄につきましては、指定管理者制度を利用し施設の管理運営を外部民間会社に委託している施設に該当することから、葛城市公共施設マネジメント基本計画には掲載しておりません。道の駅かつらぎにつきましても、同様の扱いであると考えております。

下村議長 吉村始君。

吉村始議員 ということであれば、道の駅かつらぎ、ウェルネス新庄ともに当然公共施設と考えてよいかと思いますが、いかがでしょうか。また、先ほどの9つのカテゴリーで考えますと集客施設に該当すると考えますが、いかがでしょうか。

下村議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 両施設とも外部の利用もございしますが、そのとおりであると考えております。

下村議長 吉村始君。

吉村始議員 道の駅かつらぎにつきましては、平成30年6月議会で取り上げました。関係者の皆さんの大変なご努力によりまして、商業施設としては堅調に推移をしております。また、市民の雇用もあり、市内の農家から農産物が出荷されておりました、その野菜は新鮮でおいしいと我が家でも好評であります。しかし、一般市民に親しまれる施設としては、まだまだ工夫の余地があると考えます。これについてはまた、別の機会に質問をしたいと思います。

先ほどですね、公共施設を9つに分類したうちの1つが集客施設であるというふうにお話ししましたが、集客施設はさらに4つのカテゴリーに分類されるとしております。

4つとは、文化施設、図書館、体育施設、管理施設であります。そのうち、文化施設には歴史博物館、それから相撲館けはや座、新庄、當麻両文化会館の4つの施設が、図書館には新庄、當麻両図書館の2つの施設が掲載されております。

さて、去る10月に厚生文教常任委員会の視察研修で佐賀県の武雄市に伺い、市役所とともに武雄市図書館を視察いたしました。武雄市図書館は市民のみならず、周辺自治体ほか、遠方からの集客に成功した事例として全国的に注目されている図書館であります。ほかの視察研修の委員とともに私も武雄市図書館への事前質問を作成をいたしました。その際私も個人的に会員になっているんですが、図書館とまちづくり奈良県ネットワークの会員の皆様のご助言をいただきました。一般に公共図書館といいますと、改めて公共の図書館とは、その役割とはということとその質問を考える過程で深く考えまして、また勉強する機会になりました。また、今年大きなニュースになりましたが、愛知トリエンナーレ2019で大きなニュースとなった表現の不自由展・その後という展示の会場であった、愛知芸術文化センター、こ

これは愛知県の美術館や芸術劇場などの複合施設でありますけれども、これも公共施設であります。ここでも、公共の施設とはと考える機会を持ったわけでありまして、これらの出来事が今質問する契機となったわけでありまして、私はいわゆる文化施設や図書館は、教育基本法
の精神にのっとった社会教育法や、それから博物館なら博物館法、図書館なら図書館法に従
って設置され、専門の領域につきましては学芸員や司書などの専門職によって運営されるべ
きものであると考えるものであります。

まず、相撲館けはや座は資料館を備えた観光施設として運営されているものと思いき
けれども、施設の運営の目的は何でしょうか。

下村議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 相撲館けはや座は、相撲の開祖である當麻蹶速を傳承するとともに、市民の文化
及び心身の向上並びに観光の拠点として地域の振興及び活性化を図ることを目的に、相撲の
発祥の地である當麻に、平成2年の5月に設置されました観光施設でございます。

以上です。

下村議長 吉村始君。

吉村始議員 相撲館けはや座は、相撲の発祥の地と伝えられる當麻にあります。近くに當麻寺などの
名刹があり、この地域の雰囲気にもよくなじんだ市民に愛されている公共施設だと考えます。
特に、これ私は個人的にはよくわからないんですけれども、日本相撲協会が何らかの理由で
土俵を女人禁制と決めているわけでありましてけれども、誰でも自由に上がれる実物大の土俵
があるというのは、私は公共の施設にふさわしいことだと考えます。

さて、歴史博物館は資料館ではなく、博物館と名乗っております。どのように博物館施設
の要件を満たしているのでしょうか。

下村議長 森井教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。よろしくお願いたします。ただいまの吉村始議員よ
りご質問いただきました博物館法の精神にのっとった運営はということ、そして具体的には
ということでございます。

博物館法では、博物館とは歴史を初めとする諸分野について、資料収集、資料の保管、展
示、教育普及と資料に関する調査研究をすることを目的とする機関と定めております。その
目的を達するために、歴史博物館では施設面においては展示のための常設展示室、特別展示
室、そして資料保管のための収蔵庫、特別収蔵庫を設け、教育普及のためにはあかねホール
を活用しております。また、博物館法では、博物館の任務達成のため、館長と学芸員の配置
が定められております。なお、葛城市博物館は博物館法が定める要件を満たしていることが
奈良県教育委員会の審査によって認められており、登録博物館と区分されます。

以上でございます。

下村議長 吉村始君。

吉村始議員 博物館は、調査研究の施設であるということですね。一般に目にするのは展示室やあか
ねホールでありますけれども、奥には研究のための作業をするスペースや、温度、湿度を厳
密に管理した収蔵庫、特別収蔵庫もあるということでもあります。

さて、博物館法の精神にのっとった運営は具体的にどのようにされていますでしょうか。

下村議長 森井教育部長。

森井教育部長 運営につきましては、博物館法ではさきに述べた5項目のほか、展示図録や報告書といった各種書籍の作成と頒布、講演会等の実施、教育活動への協力と援助などを行うよう定めています。調査研究活動は常に行いつつ、その結果として本年度実績において、年2回の特別展、企画展を開催。これにあわせて展示会図録も2冊作成しております。そのほか、年13回の公開講座を実施し、各大字の要請に応じて地域のコミセンなどで、郷土の歴史についてお話しするなど、教育普及活動にも努めております。また、市内小中学校とも連携し、生徒たちに実物資料と触れ合う機会を設け、社会科教師の要請に応じて研修会へ講師として参加するなどの活動を行っております。

以上です。

下村議長 吉村始君。

吉村始議員 次に文化会館についてお伺いします。當麻文化会館は中央公民館としての側面もあると思いますけれども、両館とも大ホールを備えています。大ホール運営の目的とは何でしょうか。また、両館ホールの運営上の特徴があればあわせてお伺いをしたいと思います。そして、運営にかかわる技術員の役割についてもお答えを願いたいと思います。

下村議長 森井教育部長。

森井教育部長 新庄文化会館と當麻文化会館の両ホールの運営目的は、市民の文化活動に寄与し、市民生活の向上と、文化、芸術の普及及び振興を図ることとなっており、特徴としてましては、主に新庄文化会館は有料の自主事業を開催し、當麻文化会館は無料の自主事業を開催、ピアノ、カラオケ、発表会や講演会などの貸し館が主なものとなります。また、運営にかかわる技術員につきましては、両文化会館それぞれに配置しており、技術員とボランティアのオペレータークラブ及び委託業者などが協力し、業務を遂行しております。

下村議長 吉村始君。

吉村始議員 當麻、新庄両文化会館ともに、専門職である技術員を配置されているということであります。當麻、新庄両図書館は、公共図書館としてどのように図書館法の精神に、地域資料の充実などに沿った運営をされていますでしょうか。

下村議長 森井教育部長。

森井教育部長 図書館法において、図書館とは図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とした施設と位置づけられています。葛城市図書館では、その定義にのっとり、地域の情報の拠点として本、雑誌、新聞、視聴覚資料等からさまざまな情報を収集し、葛城市民が必要とする情報を迅速に提供できるよう、収集した資料をわかりやすく整理、分類を行い、資料の保存に努めており、地域の公共図書館として地域資料の収集にも努めております。また、市民の皆様がみずから生き方を豊かなものにするために、生涯を通じて学ぶ機会となるさまざまな講座を開催し、市民の文化や教養、知識の習得と向上が図れるよう、地域の生涯学習の支援も行っております。さらに、図書館法第3条第8項にうたわれている、学校等との協

力については、市内の小中学校には調べ学習を支援するための図書の団体貸し出しや、子どもの読書週間に増冊貸し出しを行うなど、子どもたちがたくさんの本と出会い、読む楽しさや知る喜びを実感できる機会の提供に努めています。また、図書館見学や職場体験の受け入れ、一日図書館員の実施など、子どもたちが図書館に親しむ機会となる授業に、学校と連携しながら取り組んでおります。

下村議長 吉村始君。

吉村始議員 公共図書館の定義に沿った運営をされているということでもあります。今のご答弁にありましたように、公共図書館の役割の1つとして地域資料の収集が挙げられます。當麻、新庄両図書館はそれぞれの地域図書館として、より身近な郷土資料の収集などで特色を出していると考えますが、それについてはどうでしょうか。

下村議長 森井教育部長。

森井教育部長 新庄図書館は、前川佐美雄に関する資料を、當麻図書館では司馬遼太郎に関する資料を積極的に収集し、葛城市の歴史的資料や地域資料は両図書館で収集しております。また、両図書館では、館内に本の展示コーナーを設置し、時事に関する本、季節や行事に関する本、職員がお勧めする本など、さまざまなテーマに沿って本や絵本の展示を行っているところです。そうすることより、日ごろ利用者の手にとられにくい本も目にとどまり、貸し出しされるようになりました。また、新庄図書館では昭和63年から現在に至るまでの奈良新聞を製本し、利用者の閲覧や調査に活用しているところです。大きな特色ではございませんが、利用者の関心を高める取り組みを、今後もさまざまな内容で実施していきたいと考えております。

下村議長 吉村始君。

吉村始議員 公共施設は、単に施設面の体裁を整えるだけでなく、専門職が配置され、専門的なサービスが行われるということが何度も言うようですが重要だと考えます。人間の成長過程でも、誰もが世話になる専門職といえば学校の先生であります。保育士や幼稚園教諭、小中学校、高校の教諭を思いつきます。前回の一般質問でも触れました、こども・若者サポートセンターでは、臨床心理士、保健師、社会福祉士などの各分野の専門職が活躍をされています。

さて、先ほど伺いました集客施設の相撲館けはや座、それから歴史博物館の学芸員、それから文化会館の技術員、それから図書館司書の採用はどのようになされているのでしょうか、順番にお伺いをしたいと思います。

まずは、産業観光部の管轄であります相撲館けはや座についてお伺いします。

下村議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 相撲館けはや座の運営においては、相撲開祖の伝承と国技相撲の普及活動を行うに当たり、学生相撲経験者による相撲の経験や知識を入館者に反映することは必要であると考えております。現状の相撲館けはや座は、配属の職員1名については、学生相撲の経験者であり、相撲の知識も豊富で、その経験や知識を広く入館者に反映しているところがございます。相撲館けはや座の設置の目的や運営の向上を図るには、学生相撲経験者など、相撲に精通する者の配置は望まれるものと考えております。そのようなことから、相撲経験のある方に葛城市職員採用試験の受験を促すことを目的に、本年の一般職員採用募集時期に近畿圏

内の相撲部がある学校の進路指導担当者を通じて、相撲部学生に受験案内をさせていただき
ました。今後も専門的知識を保有する職員の確保に努めるため、葛城市職員の募集時には相
撲部がある学校の進路指導を通じまして職員採用試験の受験案内を行いたいと考えておりま
す。

以上でございます。

下村議長 吉村始君。

吉村始議員 相撲館にふさわしい、すぐれた職員の確保のためにユニークな取り組みをされていると
いうふうに感じました。

続いて、教育委員会の管轄であります歴史博物館の学芸員、文化会館の技術員、図書館司
書の採用についてお伺いをします。

下村議長 森井教育部長。

森井教育部長 学芸員、技術員、図書館司書などの専門職の採用についてでございますが、教育委員
会が所管する施設の専門職の職種当たりの人数は少ないこともあり、事務吏員で有資格者を
採用することで人事異動が可能な人材を確保することで、柔軟な人事ができるよう採用して
おりますが、歴史博物館の学芸員と文化会館の技術員につきましては、技術吏員として採用
しており、図書館司書につきましては事務吏員として採用し、司書の有資格者を図書館に優
先的に配置しておる状況でございます。

下村議長 吉村始君。

吉村始議員 やはり、専門技術につきましては、継承というのが大事なことだと思います。個人的な
力量でされている部分があったとしても、それをきちっと受け継いでいくことによって、施
設のレベルを維持していくということだろうと思います。そのために採用というのは、重要
なことだというふう考えます。

また、採用と並びまして個々の職員さんの技術レベルを維持するために研修というふうな
ことが大切だろうと思います。歴史博物館の学芸員、それから文化会館の技術員、図書館司
書の研修はどのようになされているか、順番に伺いたいと思います。

まずは、歴史博物館の学芸員について、いかがでしょうか。

下村議長 森井教育部長。

森井教育部長 専門職職員の研修についてでございますが、まず、歴史博物館の学芸員につきまして
は、近隣の博物館に在籍する学芸員と2カ月に1度の割合で会合を開き、各博物館の取り組
みや問題点、課題について共有する機会を設け、博物館運営に役立てております。また、一
部では文化財保護と課題を同じにすることから、奈良県内の市町村によって組織される協議
会の開催する研修などに参加し、技術と知識の取得に努めております。

下村議長 吉村始君。

吉村始議員 続いて文化会館の技術員の研修をお伺いします。

下村議長 森井教育部長。

森井教育部長 文化会館の技術員につきましては、奈良県公立文化施設協議会及び全国公立文化施設
協議会に加入しており、ホール等の技術と自主事業についての研修と、情報を把握するよう

にしております。また、さらに新庄文化会館におきましては、マルベリーホールステージオペレータークラブがありまして、2カ月に1度研修会を開催し、専門的な技術の研修を行っております。當麻文化会館におきましても、舞台体験講座を開催し、技術の研修を行っております。

下村議長 吉村始君。

吉村始議員 最後に図書館司書の研修についてお伺いをします。

下村議長 森井教育部長。

森井教育部長 図書館司書の研修につきましてでございます。研修につきましては、主に奈良県立図書館情報館と奈良県公共図書館部会が主催する研修に参加し、県内公立図書館と学校図書館の事例発表や公共図書館の業務の課題、問題の討議、県外図書館の現地視察などに参加し、研修で学んだことを図書館サービスの改善と向上につなげております。また、図書館員の専門的業務の知識と技術を高めるため、教育機関や図書館団体が主催する著作権法やレファレンス、児童サービスなどのさまざまな研修に参加し、自己研修にも努めております。

以上です。

下村議長 吉村始君。

吉村始議員 以上、それぞれ研修が行われているということを理解いたしました。また、個々の職員の方々も自己研修に努めておられるというふうなことであります。

最後に教育長にお伺いをいたします。例えば図書館に関して言えば、公共図書館を見ましても、学校図書館を見ましても葛城市の図書購入予算は近隣自治体に比べて恵まれています。また、全ての小中学校に非常勤職員である補助員という形ではあるんですけども、1校につき1人の学校図書館司書が配置されています。これも評価できることだと考えます。私は市内の小学校の図書館全てを拝見いたしましたけれども、各学校ごとに工夫されたバラエティに富んだ書架を持っておられまして、それから運営方法をされていることが印象的でした。少し残念だったのは、現時点では補助員で採用ということもありまして、学校図書館司書が他校の図書室の様子を知る機会がないとのことでありました。年に1度でも一堂に会しての意見交換など研修の機会があれば、日常の運営にとって利益になるものと考えられます。この学校図書館司書のことは、一例ではありますけれども、専門職の研修する権利を保障すれば、モチベーションと技術のアップにつながり、いわゆる集客施設を利用する市民の利益にもかなうと考えられます。また、専門職の専門性の、あくまでも1つの例、私が思いつくイメージなんですけれども、国や自治体の主催者は言うまでもなく国民や市民です。国民や市民が物事を判断するときに必要な材料が仮にあるといたしましょう。それらを後の歴史の検証にたえ得る収集方針を持って、収集し、整理し保存し公開すること、これらのいずれの作業にも専門性に裏づけられた技術が必要だと考えるものであります。教育長も教諭という専門職として勤めてこられたお一人でありますけれども、専門職の必要性と、専門職の不断の技量向上の必要性について、また教育委員会として今後具体的にどのように充実させていきたいと考えておられるのか、教育長のお考えをお伺いしたいと思っております。

下村議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

大変難しい質問のような感じがするんですけども、要は専門職等の技量を高めて市民の皆様に対する力を伸ばす、そういうふうな力をつけるためにはどうするかというようなことでお答えをさせていただきたいというふうに思います。

先ほど、両部長が答えましたように職員採用されている専門の技術官につきましては、研修の機会が設けられて技量を磨いているわけですけども、今議員の指摘のありました各学校に配置しております図書館補助員につきましては、非常勤ということもありまして、研修の機会が余りとられていないというのが現状でございますので、今もご指摘もありました。けれども、前々から思っておりまして、そういう先生方の交流、また研修、そういう場を今後設定をして、技量を高めていっていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

下村議長 吉村始君。

吉村始議員 研修の充実についてはまたぜひともよろしく願いいたします。

この、公共施設ということについて私考える、今回の質問について考える機会を持ったということではありますが、例えば愛知トリエンナーレでありましたら、公共施設としての収集の方針、それから公開の方針というのがもしかしたら、事前に十分明確になっていなかったというふうなことも問題の1つであるのかなと。そこに専門職がきちっとかかわられている、そういった体制があったのかなというふうにも思うものであります。公共施設というのは、そういう公共心といいますかそういうふうなものを持った施設であり、そのためには専門職の力量といいますか、そういうものが重要であるというふうに思うものであります。

ということで私の今回の一般質問を終了いたします。今回も丁寧なご答弁をいただきましてまことにありがとうございました。

下村議長 吉村始君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時02分

再 開 午後1時30分

増田副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。よろしくお願いを申し上げます。

1番、杉本訓規君の発言を許可いたします。

1番、杉本訓規君。

杉本議員 皆様、改めましてこんにちは。議長のお許しを得ましたので、1番、日本維新の会、杉本訓規より一般質問させていただきます。市民の皆様には軸足を置いた、皆様の声をしっかりと市政に届けていきたいと思っております。

私からは2点ございます。1点目は中学校の部室について、2点目はインフルエンザの予防接種についてでございます。

なお、これより先は質問席にて行いますのでよろしくお願いいたします。

増田副議長 1番、杉本訓規君。

杉本議員 それではよろしくお願ひいたします。まずは、中学校の部室についていろいろお聞きしたいと思ひます。

私の知り合ひの方から、中学校の部室については、いろいろ問い合わせがありまして、内容といたしましては、白鳳中学校には部室はあるが、なぜ新庄中学校にはないのか。テニス部の生徒たちがラケットを持って帰っているが、狭い通学路で荷物が多くて危なくはないのか。私物の管理はどうなっているのか。新庄中学校では屋外で着がえている子どもたちがいるみたいだが、更衣室をしっかりと確保するべきではないのかということをお聞きしております。この時代特に、生徒さん方が屋外で着がえとなると盗撮の危険もありまして、SNSなど載せられたら危険であると考えますし、そもそも白鳳中学校には部室があつて新庄中学校に部室がないのは不平等だとも考えております。

そこで、まずお聞きしたいのが葛城市中学校の屋外部活動の状況についてお聞かせください。

増田副議長 森井教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの杉本議員からご質問いただきました、中学校の屋外の部活動の状況についてでございます。白鳳中学校では体育系クラブのうち主にグラウンド等を使うクラブとして、陸上部、野球部、ソフトテニス部、サッカー部、水泳部の5クラブがあつて、新庄中学校では、サッカー部と野球部、陸上部、テニス部の4クラブがございます。

以上でございます。

増田副議長 杉本訓規君。

杉本議員 私の知り合ひから、部活動の前に屋外にて着がえている声をお聞きしましたけども、現在中学校の部活動の前、着がえはどのようになっているのかお聞かせください。

増田副議長 森井教育部長。

森井教育部長 着がえの状況でございます。先ほども申し上げましたが、白鳳中学校につきましては、屋外の部活動は部室がございますので、着がえはそれぞれの部室で行っております。新庄中学校につきましては、更衣室、用具室、教室を使用しております。詳細につきましては、サッカー部はグラウンド東側の棟の男子更衣室、野球部はグラウンド西側にあります棟の用具庫を部室として使用しており、陸上部はくわの実教室を使用して着がえやかばん置き場としております。また、校舎北側にコートがあるテニス部につきましては、プールの更衣室を利用していると聞いております。

増田副議長 杉本訓規君。

杉本議員 ありがとうございます。白鳳中学校は部室があるからそれでいいと思ひますけども、今部長のご答弁いただきましたけど、私がお聞きしているのは、新庄中学校の場合は部室がないから更衣室用意していただいているみたいなんですけども、階段室で着がえてたり、駐車場の東側で着がえてたり、屋外で着がえてる方、多数、女子生徒もおられるみたいなんですけども、そもそも部室がないからこういうことになると思うんですけども、ちょっとそれは後でまたお聞きするとして、次に新庄中学校の付近を私、車で通っておりますと、テニス部の方

ですかね、大きい荷物を持ってラケット飛び出して帰ってるんですけども、狭い道で特に新庄中学校の付近、広い道少ないと思うんですけども、飛ばしてる単車とかに当たるんじゃないかなと、すごい怖いなど、危ないなどと思ってたんですけども、部活動で活躍されてる私物について、今どういう管理になっているのかお聞かせください。

増田副議長 森井教育部長。

森井教育部長 部活動で使う私用のものということなのですが、これにつきましては両方の中学校とも、原則私物は持ち帰るように指導していると聞いております。

増田副議長 杉本訓規君。

杉本議員 それは盗難とかの危険性もあるから、そういう扱いもわかるんですけども、やっぱり狭い道とかほんま危ないんです。皆さん見てほしいんですけども、すごい飛ばしている単車とかひやひやするんですけども、そういう管理とかもちょっと一遍考えていただきたいと思います。

そして次に、私いろいろ調べていただいたんですけども、そもそも新庄中学校の東側にトイレと一体となった建物があるんですけども、あれは今どういう状態なんですか。お聞かせください。

増田副議長 森井教育部長。

森井教育部長 新庄中学校のグラウンドにあるトイレと一体となっている建物でございます。これは更衣室とトイレが一体となっているものでございますが、今現在、男子更衣室につきましてはサッカー部が使用しております、女子更衣室につきましては物置として使用しております。

増田副議長 杉本訓規君。

杉本議員 謎の更衣室が物置になってるんですけども、更衣室の中には一体何が入っているんでしょうか。

増田副議長 森井教育部長。

森井教育部長 先ほど説明しました新庄中学校のグラウンド東側、トイレと一体となった女子更衣室の部分で物置というふうにお答えした場所ですが、体育祭などの行事で使用するテントなどを保管していると聞いております。

増田副議長 杉本訓規君。

杉本議員 そもそも、新庄中学校西側には倉庫がもちろんありまして、テントはそっちに入れていただいて、名称的には東側のは更衣室となっております、更衣室って僕ちょっとわかんないですけど、どっちかいうたら女子の方が重要やと思うんですけど、女子更衣室にテントが入ってて、男子が使ってる、ちょっとこれも摩訶不思議なんですけども、これもちょっと考えていただきたいんですけど、そもそも名称は更衣室なのに、なぜ今は物置になってるんですか、お聞かせください。

増田副議長 森井教育部長。

森井教育部長 新庄中学校のグラウンド東側の更衣室につきましては、約25年前より使用しております、この間に施設の利用方法につきましては、中学校にお任せしておりますことから、現

在は学校の判断でグラウンド東側更衣室とトイレにつきましては、サッカー部と物置、グラウンド西側の倉庫につきましては石灰、ラインカー、体育の授業、体育祭などの用具を保管している用具庫、そして陸上部の用具を入れてある用具庫、及び野球部が利用している用具庫として活用させていただいているところでございます。

増田副議長 杉本訓規君。

杉本議員 ありがとうございます。今の部長のご答弁では学校の判断とありましたけども、むしろ、屋外で着がえている生徒を見つけて更衣室があるからそこでしっかり着がえなさいと指導するべきやと。それはいいんですけども、部室と更衣室というのはちょっと違いがあると思うんですけども、そもそもなぜ白鳳中学校には部室があって、新庄中学校には部室がないんでしょうか、お聞かせください。

増田副議長 森井教育部長。

森井教育部長 白鳳中学校に設置しております部室につきましては、合併前からのものでありまして、部室を設置した事情につきましては、申しわけございません、わかりませんでした。また、新庄中学校につきましては、従来より、先ほど答弁いたしましたとおりの運用となっているところでございます。

増田副議長 杉本訓規君。

杉本議員 ありがとうございます。

それでは、ちょっと僕気になったんですけど、新庄中学校の方が白鳳中学校よりグラウンドが狭いから部室ができないかなと思ったんですけど、面積ちょっと調べておいてくださいと言ったんですけど、お聞かせください。

増田副議長 森井教育部長。

森井教育部長 グラウンドの面積でございます。新庄中学校のグラウンドの面積につきましては1万168平方メートル、白鳳中学校につきましては9,659平方メートルでありまして、形状の違いはございますが新庄中学校のグラウンドの方がわずかに広い状況でございます。

増田副議長 杉本訓規君。

杉本議員 ありがとうございます。むしろ広いんですね、今、新庄中学校。

それでは、私の知り合いの方で、他市から葛城市に来られている方も多いんですけども、他市の中学校とかでもともと部室があるところで部活やられてる方々は、新庄中学校部室ないねんという声がすごい多いんですよ、僕。そもそも他市の部室の状況というのはおわかりですかね。お聞かせください。

増田副議長 森井教育部長。

森井教育部長 他市での状況ということでございますが、この部室につきましては部室の定義のようなものがございませんでした。確認したのですが、正確に把握できていないということから、新庄中学校のように部室の設置されていない学校もあるとのことでした。

以上でございます。

増田副議長 杉本訓規君。

杉本議員 ありがとうございます。部室にもいろいろあると思うんですけど、他市から来られてる方

はすごいそういうところが気になるみたいで、もともと部室があった方が来て、子どもたちがないというのは、すごい残念がられてるんですね。そもそも白鳳中学校に部室があって、新庄中学校に部室がない。これは平等ではないと思いますし、これから子どもたちいろいろふえていって、スポーツも頑張っていたらかなければならないんですけども、そもそも最低でも今物置とされている場所は更衣室にするべきではないでしょうか。お聞かせください。

増田副議長 森井教育部長。

森井教育部長 新庄中学校の部室についてでございますが、部室がないことで生徒の着がえ場所が問題であるのご指摘だと思います。また、その解決方法として更衣室についても、現在物置として使用している場所があり、生徒指導の面からも、更衣室を物置として使用せず、本来の目的で使用できるようにした後、屋内での着がえを指導すべきのご指摘であると思います。このことにつきましては、中学校に伝えるとともに、教育委員会とも相談させていただきたいと考えております。

増田副議長 杉本訓規君。

杉本議員 ありがとうございます。最後にそしたら教育長、お聞きしたいと思います。

先ほどからいろいろお聞きしましたが、何回も言いますが、白鳳中学校にあって新庄中学校に部室がない、着がえに関しても屋外で行っているという声を聞いております。むしろ時代を考えると、屋外で着がえている生徒を見つけて更衣室があるじゃないかと言って指導するのが僕は普通だと思うんですけどもね。そのために、今までは部室をつくるかつくらないかというのが検討に上がったかどうかはわかりませんが、これから市長の掲げる5万人チャレンジで、更に市外からいろんな子どもたちがたくさん入ってくるというのを仮定すれば、部室、僕は必要やと思います。そして、まずは、その部室をつくれとは今言えませんけども、まず検討していただいて、そもそもまずは今ある謎の更衣室が倉庫になっているのをまずは更衣室にしていただいて、子どもたちは遠いから嫌やとか言うかもわかりませんが、そういうのは関係なしに、まずは更衣室をしっかりと確保していただいて、生徒たちのスポーツ支援のため、しっかりしていただきたいんですけども、教育長、どうですか、お聞かせください。

増田副議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

部室について、さまざまご指摘、ありがとうございます。確かに更衣室とか、用具庫とかその辺のところはしっかりと確保できてないという事態につきましては、確認したらそのとおり、そういう事例もあるようですので、その辺については中学校としっかり相談して改善させます。ただし、ここからは私の私見も入るんですが、白鳳中学校に部室があって、新庄中学校に部室がない、これは平等じゃないんじゃないかというご指摘なんですけども、それこそ学校のさまざまな教育の考え方といいますか、昔の當麻の考え方と、新庄の考え方あって、今の現状ができています。私も個人的に言わせて、自分のやった運動を考えると中学校から部室はあるんです。ということで、私的な面で使う側から言うと、部室はありがたいんですが、いざ教師になって部室を考えると、ちょっと厄介な面もありま

すよね。それで、こうやって更衣室とご指摘の用具、これのことについては十分確保させますし、ミーティングルーム、子どもたちが話し合う場所もこれは十分確保させます。これについては確実に新庄中学校にもやらせませんが、部室につきましては、当然さまさまな考え方もあり、校長と相談をして今後のことを決めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

増田副議長 杉本訓規君。

杉本議員 ありがとうございます。やっていただくということで、ありがとうございます。また、部室についてはまた、今後僕もいろいろ調べてお聞かせ願いたいと思います。今ちょっと教育長の話もありましたけど、平等に僕は見てるんですよ。これ他市のことならまだしも、市内で格差があるというのは僕どうも気持ち悪いんですよ。ただ、教育長おっしゃったみたいに部室があったらやっぱり、部室でみんなで戦略考えたりした思い出があるんで、僕は個人的には必要やと思いますんで、いきなりこれでやれというのは無理なんで、長い目で見ていつの日かまた検討していただきたいと思います。もう1個、さっきも出ましたけど、私物ですよ。盗難とかいろいろあると思うんですけども、ただ新庄中学校の周り、道狭いところが多くて、大きい荷物抱えて帰ってる子の後ろ通るの怖いんですよ、僕、単純に。それちょっと今後の課題として子どもたちのためにしっかりやっていただきたいと思います。1つ目は以上とさせていただきます。

それでは2つ目、しつこいようですけど僕3回目となりました、インフルエンザの予防接種の助成についてお聞きしたいと思います。

前回9月では、市長のご答弁では今後研究させていただきたいというご答弁をいただきまして、私もいろいろ聞いてきて調べたりして、その後市長の研究結果ともどもお聞きしたいと思います。

つい最近ですけども、タイムリーに僕ネット見てましたら、厚生労働省から先月末から今月初めにかけて報告されたインフルエンザの患者数が去年の同じ時期と比べておよそ6倍に達して、毎年よりも早く流行が広がっています。厚生労働省によりますと、先月の25日から今月1日までの1週間で全国の5,000の病院から報告があったインフルエンザの患者数は2万7,393人でした。この数は、去年と同じ時期と比べておよそ6倍に達していて例年よりも早く流行が広がっており、また、インフルエンザの影響で学級閉鎖などを行った施設の数も全国で933と去年の同じ時期と比べておよそ9倍に達しました。今年は流行の入りも例年より1カ月ほど早く、このまま推移した場合は例年の1月以降となる流行のピークは、今年は年末年始となるおそれがあるということですというニュースを見ました。これちょっと気になって調べたんですけども、早く流行したからといって、早く終わるわけでもないみたいです。さらに、今年は注意が必要と思われます。学級閉鎖、僕いつも言いますが、数も昨年よりも9倍とのことなので、今年、葛城市でもしっかりとインフルエンザ対策をよろしく願います。毎年インフルエンザによる学級閉鎖が葛城市でもあります。子どもたちの健康のため、予防接種を受けた方が効果はあると思います。予防接種を受けたけど、インフルエンザにかかったという方もいらっしゃいますけれども、予防接種を受けたから重度

にならなかったという効果もあるとお聞きしております。前回までにいろいろお聞きしましたけれども、王寺町では助成を行ってるんですけども、葛城市で王寺町と同じように予防接種の助成を行いますと、1回につき1,500円助成した場合、約620万円、1,000円の助成の場合は約410万円というご答弁いただいております。お子さん2人、3人とふえていくごとにご家庭の負担でもありますし、少しでも負担を減らしていただき、接種率を上げて子どもたちの健康を守っていただきたいと思いますので質問させていただきます。

そこでまずは、調べていただいていると思うんですけども、今年更にインフルエンザの患者数がふえるみたいですけども、昨年、葛城市でインフルエンザにかかった子どもたちの数、わかったらお聞かせください。

増田副議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部の巽でございます。

ただいまの杉本議員のご質問ですが、子どもたちのインフルエンザにかかった人数ということですが、全て把握ちょっとできませんので、健康増進課の方でいろいろ調べまして、それに置きかえて学校等の欠席者の状況ということで、人数を調べてまとめてみましたので、私の方からご答弁させていただきたいと思います。

平成29年度と平成30年度を両方調べてみましたので、それで報告させていただきます。

まず平成29年度では、保育園児346名、幼稚園児194名、小学生で476名、中学生で236名、合計1,252名でした。平成30年度では保育園児で223名、幼稚園児で82名、小学生で214名、中学生で155名、合計674名ということでございました。

以上でございます。

増田副議長 杉本訓規君。

杉本議員 ありがとうございます。平成30年度で674名でその前は1,252名ということで、今年は先ほど言いましたけど、厚生労働省の見解では約6倍の注意が必要だということで、ちょっとかけるのが怖いんですけども、注意が必要だということなので、今年はちょっと更によろしくをお願いします。

次は、インフルエンザはなぜ冬に流行するかということ、空気が乾燥して菌が舞う、そして子どもたちにしたら同じ場所にずっといるから、感染していくというらしいです。もちろん、インフルエンザの予防接種が僕は効果的だとは思っていますけども、その前に学校施設など、乾燥対策、インフルエンザに対してどういう対策してるのか、前回もお聞きしましたけども、今年はどうなのかお聞かせください。

増田副議長 森井教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。

まず、乾燥対策、インフルエンザの予防対策ということでございます。幼稚園、小学校、中学校におけるインフルエンザの予防対策につきましては、以前ここで答弁させていただきましたが、手洗い、うがいの推奨と、休み時間の教室の換気、風邪症状の生徒、児童に対するマスクの推奨を行っております。また、水分補給につきましては、児童、生徒が持参したお茶等で給水を促すなどしております。また、保育園のことにつきましても確認させていた

できますと、同様に対応されておりまして、特に3歳児以下などでうがいができない子どもさんについては、お茶を飲ませて水分補給をするなどの対応を行っていると聞いております。

増田副議長 杉本訓規君。

杉本議員 ありがとうございます。私いろいろ聞いてたんですけど、やっぱり乾燥が結構天敵みたいで、例えば、わからないですよ、加湿器をつけるとか、乾燥対策もうちょっと考えていただきたいですね。

私、県の疾病対策課でいろいろお聞きしてきたんですけど、昨年、奈良県内全部でインフルエンザの予防接種を受けた子どもから高齢者の方々全部ですけども、その中で重度の後遺症や障がいが出た方はおられないんです。平成28年度からそういった報告は受けてないみたいなんです。ただ、細かく聞いたら3人の方が腫れた、熱がちょっと出たという人が3人くらいおったぐらいらしいです。平成28年からそういった報告は県は受けてませんとお聞きしてきました。ということは、安全性はもちろん確保できてると思うんですよ。任意接種であるというのを考えるのもわかるんですけども、市長の掲げる人口5万人チャレンジですね、きのう市長のお話聞いて、あ、なるほどなと思って、その考え方すごい賛同できるなと、興味があるなと思って聞いてたんですけども、市長も職員の方々にいろいろアイデアを出してくれと多分言うてはると思いますから、私から僭越ながらアイデアを提案させていただきます。

人口をふやしていく場合は、やっぱり他市から若い方々にアピールしていく、若い方々が家を買うときに、どこで家を買おうかと考えるときに、いろんな要因があると思いますけれども、すごいアピールが大事やと思います。そのためにやっぱり子育て支援、充実しているのが必要だと僕は考えております。他市から若い世代の方々が葛城市に来てもらうときに、インフルエンザの予防接種、葛城市では1,500円助成してくれるよ。すごいキャッチーな、言い方は合ってるかわからないですけど、目玉商品に僕はなると思います。もう実感しております。若い世代の方々、インフルエンザ高いから受けられへんねん、何かそんなないかなという声を僕は多く聞いているから何回も言うてるわけで、そういったキャッチーな、市長のそういう5万人チャレンジに対しての目玉商品として、このインフルエンザの予防接種の助成、前回市長、研究するとおっしゃってから3カ月たちました。研究結果も踏まえて最後に5万人チャレンジの今の私のアイデア、市長、どうでしょうか、お聞かせください。

増田副議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問はこれで3回目やおっしゃったそのとおりやと思います。私の記憶では昨年の9月、初めてインフルエンザの質問をされました。それとあと、今年の6月、同じくインフルエンザのご質問をされました。部長の答弁もそのときとまるっきり同じであると理解しております。奈良県におきましては、村では幾つかされてるようでございまして、町で王寺町だけがされている。その中で奈良県12市ある中ではどこもされてないということございまして。この部分といいますのは、安全性どうのこうの、若干不安はやっぱりあるんですよ。任意接種であるということがね。非常に不安があるんですけども、ほとんどないというような認識があるというのは、今議員の方からお話をいただきました。ただ、これどの分野で、とにかく今年はまずそのときお話ししたのは、高校生の医療費の無料化を先立ってさせてい

ただきたい、年間約1,400万円、1,500万円かかります。その部分をさせていただきたいというお話をさせていただいて、これ実は私の公約やったんですよ。平成28年のときの公約でございまして、2年間実は温めさせていただきました。その中で研究、検討を重ねて財政面でいけるのかどうかということを研究させていただいたわけでございます。もうしばらく研究させていただきたいというのが、私の判断でございます。申しわけございませんが6月との同じ答弁になると思います。よろしく願いいたします。

増田副議長 杉本訓規君。

杉本議員 そしたら3月にもう1回聞く第4回が決定したということで、次また聞かせてもらいますんでお願いいたします。僕しつこいで。

市長が掲げる5万人チャレンジ、きょう市長もさっきもおっしゃいましたけれども、衝撃的、僕も衝撃的でした。ということは、衝撃的なアイデアが必要やと思います。僕いつも前も一般質問で言いましたけど、子どもたちのことばかり言ってるんですけど、学童の充実、プラスチック遊具、インフルエンザ、認定こども園、こういったこと、逆に言うたら5万人チャレンジでは必須やと僕は思っております。若い世代の方々が父になるなら、母になるならと思って葛城市に来ていただきます。選んでいただくためにはまずは子どもの支援、充実が必要だと思っております。市長が掲げる5万人チャレンジのために私、一般質問で以前から言ってますプラスチック遊具などなど、そういったことも、僕しつこいですよ、何回もできるまでやりたいと思ってますんで、これからもよろしく願いします。

他市から来られる方々が、葛城市子育て支援すごいいいですよって、何がすごいいって今言われたときにこの前お聞きしたお母さんは、学童が安い、学校の先生、保育園の先生が熱心、ぐらいしかちょっと今出てこなかったんで、それがちょっと僕も悲しいので、もっと更に子育て支援こんなこともやってるよ葛城市と言えるように、市長、これからも子育て支援よろしく願いいたしまして、ちょっと早いですけども私の一般質問を終了させていただきます。

皆さん、ご答弁ありがとうございました。

増田副議長 杉本訓規君の発言を終結いたします。

次に、13番、吉村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

13番、吉村優子君。

吉村優子議員 ただいま議長の許可を得まして、これより一般質問させていただきます。

今回の一般質問は2問です。まず、指定避難所について、整備について、そしてもう1点はファシリティマネジメントについてです。このファシリティマネジメントについては、當麻庁舎、新庄庁舎、両庁舎の統合についてをお伺いいたします。

なお、これよりは質問席にて質問させていただきますので、よろしく願いします。

増田副議長 13番、吉村優子君。

吉村優子議員 それでは質問に入らせていただきます。

本年10月台風19号が発生し、関東、甲信、東北地方では記録的な大雨に見舞われ、甚大な被害をもたらしました。93名の方が亡くなられ、そして3名の方が行方不明に、そして71回

川で決壊、それによりまして8万棟余りの住宅が被害に遭われました。2カ月が経過した今も避難所での生活を余儀なくされている方が多数おられます。また、この台風19号だけではなくて、本年は全国各地で災害が多発しています。本市におきましても目立った被害はないものの、尋常ではない雨が降り、こういったこれまでにない雨の降り方に対しましても驚かなくなるくらい、最近の気候の変動の大きさを痛感しているところです。また、先日は沖縄や関東・東北地方で地震がありました。本日未明におきましても北海道北部で震度5の地震が発生しております。この地震に関しましても、全国各地で発生しています。こういったように、いつどこで何が起こるか分からない、そういった状況となっていますけれども、こういった状況は今年に限ったことではなく、今後におきましても続くと考えるべきで、市としましてもできる限り、備えが必要となってきます。

そこで、避難所についての質問をさせていただきます。避難所には指定緊急避難場所と指定避難場所がありますけれども、それぞれの位置づけ、そして何カ所設けられているのかをお尋ねします。

増田副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。どうぞよろしくお願いたします。ただいまの質問でございます。

指定緊急避難場所でございますけれども、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に切迫した災害の危険から逃れるための場所、または施設といたしまして、各大字の公民館ですとか、コミュニティセンター等約60カ所でございます。それと新庄第2健民運動場、それから屋敷山公園、新町公園球技場、當麻健民運動場の4カ所を指定しておるところでございます。また、指定避難所につきましては、一定期間滞在して避難生活をおくれる場所として定義されており、避難のために立ち退きを行った居住者ですとか、被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模で速やかに被災者等を受け入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造、また設備を有する施設であり、本市におきましては、新庄小学校体育館、忍海小学校体育館、新庄北小学校体育館、新庄中学校体育館、磐城小学校体育館、それから當麻小学校体育館、白鳳中学校体育館、葛城市民体育館、新庄スポーツセンター、當麻スポーツセンター、いきいきセンター、コミュニティセンター、ゆうあいステーション、それから市の施設ではございませんけれども、奈良文化高等学校リズム館という14カ所を指定しているところでございます。

増田副議長 吉村優子君。

吉村優子議員 ご答弁ありがとうございます。切迫した災害の危険から逃れるための場所、施設として指定緊急避難場所が設けられていて、各公民館やコミュニティセンターの60カ所と第2健民運動場等の4カ所が設けられているということをお答えいただきました。また、一定期間滞在して避難生活を送れる場所で滞在のために必要かつ適切な規模、また生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造または設備を有する施設として指定避難所が定められているということです。今回はこの2つの避難所のうちの指定避難所についてをお伺いしたいというふうに思います。

この指定避難所、今のご答弁で14カ所ということでしたけれども、それぞれの建物がいつ建築されたのか、また、収容可能人数はどれくらい見込んでおられるのかをお聞かせ願いたいというふうに思います。

増田副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

収容可能人数でございますけれども、それぞれの施設の床面積3.3平方メートル当たり2人という基準をもって算出しております、地域防災計画の中で人数を表現させていただいております。その具体的な内容でございますけれども、新庄小学校体育館は昭和61年建築で640人、忍海小学校体育館は平成4年で建築590人、新庄北小学校体育館は昭和52年建築で310人、新庄中学校体育館は昭和57年建築で910人、磐城小学校体育館は昭和55年建築で660人、當麻小学校体育館は昭和53年建築で520人、白鳳中学校体育館は昭和50年建築で830人、葛城市民体育館は昭和50年建築で1,180人、それから新庄スポーツセンターは昭和55年建築で640人、當麻スポーツセンターは昭和58年建築で970人、いきいきセンターは昭和55年建築で950人、コミュニティセンターは昭和58年建築で730人、ゆうあいステーションは平成7年建築で1,520人、奈良文化高等学校リズム館は昭和43年建築で370人となっております、指定避難所の床面積合計約1万8,000平方メートル、合計収容可能人数は1万820人と計画をしております。

増田副議長 吉村優子君。

吉村優子議員 それぞれお答えいただきました。今伺っていますと、昭和56年の新耐震基準が適用される以前に建築された建物も含まれてはいますが、今それぞれの建築物の耐震強度についてはどうなっているのかもお示しいたきたいと思います。

増田副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

新しい耐震基準というものが適用されることになりました昭和56年6月以前の建築物につきましては、新庄北小学校体育館、磐城小学校体育館、當麻小学校体育館、白鳳中学校体育館、葛城市民体育館、新庄スポーツセンター、いきいきセンター、奈良文化高等学校リズム館というふうになっておるところでございますけれども、小中学校の体育館につきましては、順次耐震補強工事をしておりまして、既に全て耐震補強工事を完了しているという状況でございます。葛城市民体育館でございますけれども、平成29年度に耐震診断を実施いたしまして、令和元年度に耐震改修設計を実施しております。いきいきセンターにつきましては令和元年度に耐震診断を行っておりますので、その結果を踏まえ、早急に対応できることがあれば対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。それから新庄スポーツセンターにつきましても、まだ耐震診断ができておりませんので、その耐震診断、補強工事と順次進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。なお、奈良文化高等学校リズム館でございますけれども、一番古い建物ではございますけれども、平成20年に耐震診断を実施されておまして、補強の必要なしという判断が出ていると伺っております。

増田副議長 吉村優子君。

吉村優子議員 ご答弁ありがとうございます。小中学校の体育館におきましては、合併直後から子どもたちの安全のために最優先で行っていただきましたので、全ての耐震補強工事は完了ということになっているということです。そのほかのうちで、耐震診断が完了していないのが、新庄スポーツセンターで、いきいきセンターは今年度耐震診断を終了して、その結果によって進めていくというお答えをいただきました。そして市民体育館におきましては、もう既に耐震診断も終了し令和元年、今年度に耐震改修設計まで済みということを答弁いただきました。先ほどの答弁で、指定避難所の合計収容可能人数を1万820名と見込んでおられるという答弁いただきましたけれども、今現在、葛城市の人口は3万7,000人を超えています。今後人口5万人を目指す葛城市として、大規模災害が発生した場合、市全域に避難勧告、避難指示が発令されることが想定できますが、現状の14施設では受け入れとしては少ないのではないかというふうに思っております。先ほど奈良文化高等学校リズム館というお名前も出てきましたけれども、こういった民間等の協力、協定も考慮すべきではないかなと考えています。例えば、民間ではありませんけれども、県の施設であります社会教育センター、それからまた指定管理の「かつらぎの森」などとも話し合いによる協力体制というものもつくっていくのもよいのではないかというふうに思いますけれども、他方で、市の施設としてまだ指定されていないところで中央公民館がありますけれども、この中央公民館を指定避難所に加えるということも1つだというふうに思います。避難所に必要なものとしてよく言われるのが、TKBです。Tはトイレ、Kはキッチン、そしてBはベットということになっていますけれども、このキッチンに関しましては避難生活が長期化した場合、冷たい食事ばかりとり続けて体調を壊すということも懸念されています。温かな食事の提供にはこの調理室というのが必要というか、有効となってまいります。また、よく避難所の体育館では段ボールのベットの用意もされていますけれども、高齢者の方になりますと、ベットではなくじかに床に休みたいということを選択される方も少なくないというふうに伺っています。そうしましたら、体が冷えたり、ほこりを吸って喘息になったりと、体調に異変を来すということも起こってまいります。こういったことを考えますと、調理室も畳の部屋もある中央公民館は避難所としては最適で、また、今でしたら市民体育館と中央公民館を一体にして、指定避難所に指定すれば有効な財源であります緊防債、緊急防災・減災事業債に乗せることができ、それぞれどちらの両施設の耐震工事の補助を受けられるのではないかというふうに思いますけれども、こういった指定避難所の増設、拡充についてのご意見を伺っておきたいと思っております。

増田副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたとおり、現在の指定避難所の収容可能人数は全市民の約3分の1の1万820人という状況でございます。今議員ご提案いただいております中央公民館でございますけれども、耐震強度が確保できればいろいろな手順はございますけれども、地域防災計画に指定避難所として位置づけることは可能だというふうに考えておるところでございます。

中央公民館につきましては平成30年度に耐震診断を実施しておりますが、耐震基準を満たしていないということが判明しております。そうしたことから、できるだけ早期に耐震補強工事を行うこととし、並行して有利な財源措置のある起債であります緊急防災・減災事業債を活用することを念頭に、指定避難所として追加指定するなどの地域防災計画の見直しを積極的に検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。また、大規模災害時におきましては、指定避難所だけでなく、市内の小中学校の校舎も一時的に避難生活をおくっていただく施設として利用することになると考えておるところでございます。

また、発災直後に身の安全を守るために避難していただく場所として位置づけております、指定緊急避難場所の新庄第2健民運動場ですとか、新町公園球技場、屋敷山公園、當麻健民運動場では、収容人員が1万4,000人を想定しております。また、市内各グラウンド、小中学校の運動場も緊急時には避難場所としての活用、それから仮設住宅の建設場所としても考えておるところでございます。

増田副議長 吉村優子君。

吉村優子議員 ご答弁ありがとうございます。大規模災害のときには、小中学校の校舎もという話もありました。運動場も使うということもご答弁いただいておりますけれども、ぜひ、緊急防災・減災事業債に間に合うように中央公民館の指定も行っていただきたいというふうに思っています。そのときに市民体育館の耐震補強工事もされるということですが、市民体育館につきましては、2年前に利用者から雨漏りの指摘を受けております。その後手当てはしていただいたというふうに聞いていますけれども、耐震工事の際にはもう一度しっかりと確認をしていただくことをあわせてお願いしておきたいというふうに思います。

それと、冒頭に述べました10月の台風19号の際、土砂災害警戒情報の発表に基づき、土砂災害警戒区域を含む大字と、葛城川の水位が避難判断水位に到達したことを受けて、葛城川沿いの4カ大字にそれぞれ避難準備、高齢者等避難開始がスマホ等でも発令されましたけれども、初めての情報であったために、対象大字の市民の方からどうしていいのかわからなかったというご意見もいただきました。このことは、指定緊急避難場所である公民館を開設するのか、放送のあったゆうあいステーションやいきいきセンターに避難を促すのか迷ったと言われた区長もおられました。各大字の区長さんへの周知が徹底できていないのではないかと思いますけれども、今後の対応についてもお伺いしておきたいと思います。

増田副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問でございます。

議員お述べのとおり、令和元年10月の台風19号でございますけれども、当時の状況を振り返ってみますと、東海地方から関東地方にかけて上陸するという予報でございました。何分大型な台風ということで、葛城市におきましては事前準備体制というものをとっておりましたところ、暴風圏内には入らないこともあり、台風の接近、もしくは警報発表のタイミングでの避難準備、高齢者等避難開始の発令は行っておりませんでした。その後、土壌雨量の上昇によりまして、土砂災害警戒情報が発表され、また、土砂災害警戒区域を含む大字と、葛城川の水位、これが避難判断水位に到達したことを受けまして、葛城川沿岸4カ大字にそれぞれ

れ避難準備、高齢者等避難開始の発令を行ったところでございます。何分初めての情報が出たということで、先ほども議員お述べのとおり、指定緊急避難場所である各大字の公民館を開設すべきなのか、いきいきセンターやゆうあいセンターの指定避難所に避難すべきかどうか等で困惑されたというふうに伺っておるところでございます。避難と申しますのは、避難所へ行くことだけが避難ではないというふうに昨今では言われております。建物内で安全な場所ですとか、2階以上へ避難することなど、命を守る行動を起こしていただくということであるというような意識の浸透を、今後図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。また、各大字の自主防災組織と連携をいたしまして、公民館等を指定緊急避難場所として自主運営いただくなど、共助としての自主防災組織の活性化が図られるよう、各大字の防災訓練や、区長会等の機会を捉え、啓発をさせていただき、ご理解ご協力いただけるよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。

増田副議長 吉村優子君。

吉村優子議員 ありがとうございます。避難というものは、避難所へ行くことだけが避難ではなく、建物内で安全な場所や2階以上への避難することというふうに言われています。確かにそうなんですけれども、市としましては、放送でゆうあいステーションとかいきいきセンターの開設の案内もしているわけですから、市として区長会とともにどうすべきなのかということもこれから区長会通じて、共通の認識を持っていただくこと、その努力をしていただきたいなというふうに思っています。午前中の質問でも2段階の方法も必要かという話も出ていましたけれども、しっかりと徹底していただくようお願いしておきたいと思えます。

ここで市長にお伺いします。この避難所の増設及びこういったことに関しましてご意見ありましたらお伺いしたいと思います。

増田副議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。

昨今いろんな災害が全国各地で起こるに当たりまして、その災害に対する避難のあり方、もしくは避難所のあり方というのは、いろんな分野から研究されている次第でございます。葛城市の避難所の配置を見ますと非常にバランスよく配置をされてるようになっております。各校区別の体育館並びに公共施設等が点在する、その有効利用を図る中で割合と近い場所にいろんな避難所として活用できる場所がある。なおかつ、これは電気の場合ですけれども、夏場の避難に当たってはクーラーも使えるような状況に徐々になってきている、体育館等がそういう整備もしてきていることも鑑みますと、人口3万7,000人で、1万800人ほどの収容人員ではございますが、人員といたしまして、まず3万7,000人全員が避難するという被害というのは、どういう想定になるのかということをやまずイメージしないといけないと思えます。果たしてそういう被害が葛城市内で起こり得るのかどうか、もしくはどんな災害においてどのエリアがどういう避難の仕方をするのか、そういうふうな各分野別に検索と申しますか、検証した中で避難のあり方を考えないといけないと思っております。

議員ご指摘の中央公民館の件でございます。議員のご指摘のとおり、行政内部での検証を重ねておる次第でございます。避難所として非常にすぐれた場所である、体育館も次年度

耐震補強やりますけども、中央公民館の場合は、今財源といたしまして単費でしか耐震補強ができない。それをクリアできる1つの方法として、なおかつ避難所のあり方として有利な起債を使える方法を模索するように、まさにその模索の中にその計画があるということをご理解いただけたらと思います。

それともう一つご指摘いただいたのは、中央公民館ともう一つ何でしたっけ、避難の仕方ですね。特にあのときも、実はもう災害対策本部の事前配備体制で庁舎にありました。それで、自主避難の仕方として2カ所の避難所の開設を、いきいきセンターとゆうあいセンターをして、職員等が張りついていたわけなんですけども、本来あの台風進路では避難準備、並びに高齢避難開始の情報を出さなくてもいけるのではないかという前提のもとに自主避難で置いといたわけなんですけども、葛城川の水位が極端に上がってきたことによって、県の方からその発令が出ましたので、それに沿った形で避難準備情報の発令をさせていただいたわけなんですけども、議員おっしゃるとおり、今までにないパターンでの発令でございました。必ずしも避難所に行くことが実は避難ではないというのは、もういろんな水害ですとか、土砂災害ですとか、津波等も含めた中での基本的な考え方になっております。いかに命を守るかということに対しての避難準備の発令であったはずなんですけども、じゃあそのことについて、事前のやっぱり説明が足らなかったというのは事実でございます。今後そのようなことがないように個々に、各大字ごとに防災訓練等もやはり考えていかないとはいけませんので、個々に説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

増田副議長 吉村優子君。

吉村優子議員 中央公民館のことはよろしく申し上げます。初めに申しましたように、災害はいつ起こるかわかりません。市長も午前中の質問に対しまして、これからは災害は起きるものとして対応する旨の答えもされておられます。そのときに備えて、市としてすべきことを計画的に進めることをお願いしておきます。

次に、ファシリティマネジメントについての質問に変えさせていただきます。この當麻庁舎と新庄庁舎、冒頭に言いましたように、この両庁舎の統合についての質問にさせていただくわけですが、この質問につきましては、過去にも何度か質問をさせていただいています。時期は別として、市長も統合すべきという思いはあるというふうには理解しております。ただ、今回、先ほどの1番目の質問であります指定避難所の質問を考えたときに、やはり當麻庁舎の耐震等も含め、もう一度確認しておかなければならないという思いからこの質問に至りました。

何か災害が起こった際には、當麻庁舎というのは本来、拠点となるべき建物です。指定避難所ではないですけども、災害が発生したときには、被災された市民の皆さんも押し寄せられることも予測できます。以前東日本大震災が発生した際、しばらくして宮城県庁を訪れる機会がありましたけれども、県庁内には地震直後から雨風をしのぐために被災された多くの方が来られたというお話も伺いました。ただ、こういったことは庁舎が耐震診断もクリアしてこそのことです。今現在の當麻庁舎は、皆さんもご存じのとおり、あけた窓が閉まらな

い、エレベーター設置の工事にも耐えられない、そういった状況です。地震はいつ起こるかわかりません。平日の昼間に発生した場合、建物だけではなく、職員皆さんの生命の保証という点におきましても、本当にこのままでいいのかという思いにかられます。

南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率は70パーセントから80パーセントとも言われています。市長も昨日の答弁の中で、市民の財産と生命を守るというお話もされていましたが、市長として職員の生命を守るというのも責務であると考えます。あらかじめわかっている不安材料は取り除くべきだと思います。以前の質問の際にも言いましたが、例えば、窓口業務と教育部局は當麻文化会館へ、またほかの部局も新庄庁舎やこども・若者サポートセンターなどを利用し、とにかく一旦集約するなど、危険回避のためにも何らかの対策をすべきだと考えております。そこで、両庁舎の統合に向けて、ソフト面、ハード面において、今現在の市の考え方というのをお聞かせ願いたいと思います。

増田副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ファシリティマネジメントにおける施設のあり方といったことでございます。

これにつきましては、先ほど議員もお述べのとおり、今までに何度か議員の方からご質問がございました。それに対しまして、平成30年3月議会では、庁舎は1つにすることが大前提ながら、踏み込むタイミングをいろいろな要素から判断するため、しばらく時間をいただきたいという答弁。それから令和元年3月議会では、平成29年度に創設された公共施設等適正管理推進事業債という有利な起債の活用にも期限がございますので、その中で消化できる事業を取り出して、短期的なスパンと、長期的なスパンでの検討を加え、行政サービスをどの水準で維持するのか、財政的に建替えができるのか、集約化に向かうのかなど、総合的な判断の中でのマネジメントをしていきたいというふうに市長が答弁をしております。

そういった答弁を受けまして、現在までハード面におきましては、具体的な動きがない状況ではございますけれども、庁内では、公共施設の適正な配置と複合化、集約化等について、さまざまなパターンの検討をいたしておるところでございますけれども、建築技術職が不足する状況の中で、構造面ですとか、建築費用面などの精度の高い具体的な検討には至っていないのが現状でございます。

今後の方向性といまして、財源や整備手法も含め、より具体的な検討を進めてまいりたいというふうに考えております。その中で、公共施設等の整備のための有利な財源として、先ほど申し上げました公共施設等適正管理推進事業債、これを活用した集約化ですとか複合化、あと、ユニバーサルデザイン化等も含め、そういったいろいろな事業を組み合わせた整備ですとか、民間活力の導入による整備を検討し、本市の人口動向を十分考慮しながら取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

増田副議長 吉村優子君。

吉村優子議員 ご答弁ありがとうございます。公共施設等の準備のための公共施設等適正管理推進事業債を活用した集約化、複合化、ユニバーサルデザイン化を組み合わせた整備を検討というお答えをいただきました。合併して15年が経過し、今検討という段階であります。そこで、この両庁舎の統合を市長の以前の答弁にも、短期的スパン、長期的スパンというお話があり

ましたけれども、短期的と、中長期に分けて今実施してはいかがでしょうか。有利な起債を使うための計画は必要ですけれども、ただ、何度も言いますが災害はいつ起こるかわかりません。とりあえずは、直近の施策として當麻庁舎の全ての部局を一旦集約し、中長期の計画を並行して立てていくべきだと考えます。一步でも進むことによって、これまで遅々として進まなかった統合も具現化していくものと思いますが、市長の考えを伺っておきます。

増田副議長 阿古市長。

阿古市長 もう何度も実は答弁をしてるんですけども、庁舎は1つにします。それはもう何回も一般質問の場でお答えさせていただいております。それと一番直近の中では、令和元年の3月議会ではもう、具体的な話はもうそこにほとんど織り込んだ話にしております。

平成29年度に創設された公共施設等適正管理推進事業債という有利な起債の活用にも期限がありますので、その中で消化できる事業を取り出して、短期的なスパンと長期的なスパンで分けて実施をしますと、もうお答えしておりますので、それに沿った実は行政内部での検討を進めております。ですから期限がございますので一旦、當麻庁舎自体は危険な状態ですので、次年度すぐにゼロにはなりませんので、何らかの補修を入れる必要があるのかどうか、それも検討した上で、その事業債が使える中で當麻庁舎自体はなくす計画で入っております。あとはどのような形で行政の組織を分散させるのかという検討も実は、その起債の使い方によってどういう起債を使って、どのようなパターンでやれば一番有利な形で、なおかつ市民の皆さんにご理解がいただけるのかということも、行政内部では検討しておりますが、ただ手順として次年度それをやはり検討していただくという過程をとらないといけませんので、具体的にその検討していただく機会と、予算をつけます。それと、この起債を使うに当たっては、実際にはもう建築までの年数が限られてきますので、建設すべきその委託料等の計上も実は、次年度にはするべきだという判断をしております。

実際の建築等につきましては、次年度ではなく、多分さらに翌年度の関係になるんですけども、建築といいますか、例えば空間をどうつくるかという、移転のための作業になるんやろうと思いますけども、そういうふうなスケジュールを実は行政内部では考えているというのが実情です。もうそれは正直なこと言わせて、3月の答弁入れておりますので、もうそれを読んでいただきましたらその段階でご理解いただける話かなと思っておりましたけれども、公約といいますか、答弁どおりの進め方を行政内部ではしているということがございます。また、それは次年度の予算計上のとき、予算計上いたしますので、それはまた3月議会のところで議員皆さん方からいろんなご意見をいただけるのかという思いでございますが、時間がございます。それも私も何度も同じことを申し上げておりますので、やると言ったからにはやります。

以上でございます。

増田副議長 吉村優子君。

吉村優子議員 ありがとうございます。お答えは同じなんですけども、短期のものを……。

阿古市長 建物をなくす。そやから、當麻庁舎の機能をどういう具合にするかというのはこれからまだ議論をしていただきますよということです。

吉村優子議員 私が言っているのは、とにかく當麻庁舎から人を外へ出してもらってですね、そこからその利用は中長期で考えていただきたいということを今質問させていただいたわけです。

先ほど民間活力の導入ということで、いろいろ考えておられるというふうには思いますけれども、例えばですけれども、例えば當麻地域におきましては買い物するスーパーとか本当になくなって困っておられるということもありますので、スーパーを持ってきて、中に一部市の機能持っていくというのも1つかなというふうに思っています。皆さんでそれは考えていただいたらいいというふうに思うんですけれども、先ほどから市長もおっしゃってる期限ですね。この事業債の期限が平成33年ですから令和3年度ですね、ですから、その期限に間に合うように葛城市として最良の答えを導き出させていただきますことをお願いしまして私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

増田副議長 吉村優子君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時34分

再 開 午後3時00分

下村議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

あらかじめ本日の会議時間は議事の都合により延長いたします。

8番、川村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

川村優子君。

川村議員 皆様、こんにちは。一般質問2日目の終盤となってまいりました。皆様お疲れのこととは思いますが、どうぞ最後までよろしく願いいたします。

議長のお許しを得まして私の一般質問をさせていただきます。質問は3点ございます。

まず初めに、平成30年3月に葛城市第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画として策定されました中の、第1期障がい児福祉計画の進捗についてをお尋ねしたいと思います。2点目に、発達障害者支援法におけるペアレントメンターについてお聞きをいたします。そして3番目には、家電リサイクル対象品の回収についてをお伺いします。

これより質問席にて行わせていただきます。

下村議長 川村優子君。

川村議員 それでは、よろしく願いをいたします。

まず、1点目の第1期障がい児福祉計画についてでございます。今回この2日間一般質問で皆様が、市長の5万人構想についていろいろと皆様のご提案がなされました。ここに来て、私もこのフレーズを入れさせていただきたいと、そうでないとだめかなと思ひまして。昨今の、児童の発達に係る支援を望む市民の方々がやはり増加している。これは喜ばしいことではないかもしれないんですが、そういう市民のニーズというものが高まっております。それだけ発達障がいの支援を受けたい人たちがふえているということでございます。この子育てに優しい施策とともに福祉の充実、これが求められておりますので、私もこの5万人構想の中で少しでも福祉が充実した葛城市ということで、市長が目指されているものに近づけるよ

うに私の提案をさせていただきたいと思います。

この第1期障がい児福祉計画であります、この計画とセットをされております葛城市第5期障がい福祉計画がまずございます。平成30年度から平成32年度、つまり令和2年度までの3年間の計画の内容でございます。こういった皆様もお手持ちだと思いますが、こういった冊子をいただいたと思います。この計画の策定に当たりまして、こういった計画の趣旨というものがまずございます。非常に第1期という計画がなされたということも、大変重要な意味を持つわけでございますので、ぜひ皆様、第1期の障がい児計画、福祉計画について、少し注目をさせていただきたいと思います。

この間国におきまして、障がい者に対しまして、平成28年4月より、不当な差別の取扱いの禁止や、合理的配慮の提供などについて、障害者差別解消法、また、改正障害者雇用促進法が施行されています。奈良県におきましても、平成28年4月に、奈良県障害がある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例が施行され、障がいを理由とする差別の禁止と、理解の促進について決めました。平成28年では、発達障害者支援法などが改正されたほか、平成30年4月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が施行されています。こういった社会の変化を踏まえ、葛城市がこれまで進めてこられた共生社会の実現をより一層推し進めていただくために、障がい者の範囲を、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、精神障がい者の中には発達障がい者や高次脳機能障がい者、難病患者とし、その家族や地域社会への働きかけも含んだ施策として推進をし、葛城市第5期障がい者福祉計画が策定されました。それ以前の第4期の障がい福祉計画よりも新たに盛り込まれた事項、また拡充された事項として、まず1つ目に、地域における生活の維持及び継続の推進。そして2番目に精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築。そして3番目に就労定着に向けた支援。そして4番目は障がい児サービスの提供体制の計画的な構築。そして5番目に地域共生社会の実現に向けた取り組み。そして6番目に発達障がい者支援の一層の充実が挙げられています。こういったポイントとされているこの計画をベースとした今回は、第1期障がい児福祉計画に絞り、質問をさせていただきます。

この計画は、これまで障がい福祉計画の一部分であった障がい児へのサービス内容につきまして、障がい児支援の提供体制の整備などとして位置づけられ、障がいのある子どもや、障がい者が疑われる子どもの早期発見、また早期対応が障がい児から障がい者までの切れ目のない支援ができるように本事業の担い手である関係者の方を初め、利用者の家族などの意見や対話を通じて支援内容を精査し、そして改善していくと明記されています。

国の方針と、本市の目標を対比した形でこの計画の中には記されておりますが、本計画、ちょうど真ん中の年度ということで、この進捗についてお尋ねをさせていただきます。

まず、障がい児支援の提供体制の整備などについては、4つの目標を掲げられております。まず、1つ目の児童発達支援センターの設置、これは2020年度までには市町村、少なくとも1カ所以上設置することとされています。圏域というところの範囲での設置も可能と書かれておりますけれども、この計画を見て、圏域というのはどの範囲であって、そして4つの項

目にあります1番目の部分でございますが、現在の進捗について、どのようになっているかを、児童発達支援センターの設置については進捗はどのようになっているかお尋ねをさせていただきます。

下村議長 異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部の異でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、お問ひの圏域の件、それと児童発達支援センターの設置の進捗状況ということでございます。

まず圏域でございますが、この計画上の圏域といいますのは、我々としては中和圏域内で、葛城市民が利用可能なエリアのことを指すということで認識しております。

それと進捗状況ということで、児童発達支援センターの設置についてでございますが、この施設につきましては、地域の障がいのある児童を通所させ、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、また集団生活への適応のための訓練を行う施設であり、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域支援の拠点となっております。

児童発達支援センターは、従来より樫原市内に1カ所設置されておりましたが、今年度、同じ樫原市内ですが、移転してそして拡張されました。そのことから、本市への支援の強化が見込まれております。引き続き現状を維持し、本市において障がいのある子どもを児童発達支援センターへの支援につなげることができるよう、相談、支援、またニーズの把握に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

下村議長 川村優子君。

川村議員 圏域というエリアというのは、どういうエリアかという、中和圏域と。皆様なかなか医療の面等で中和圏域というのはよく聞かれてると思うんですけども。葛城市民の方が利用可能なエリア、今回樫原市ということで、拡張もされて更にその領域も、受け入れも大きくなったと理解させていただいたらいいと思うんですけども。市内単独での設置というところは困難な場合は、そういった圏域での設置も差し支えないということでございます。

それでは、次に2番目の全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制構築と書いてございます。まず、この進捗についてお伺ひいたします。

下村議長 異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 それでは、2つ目の保育所等訪問支援サービスの充実のことについて述べさせていただきます。

この保育所等訪問支援は、保育所等を現在利用中の障がいのある児童が保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、またその本人や保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行うということでございます。現在圏域内において、保育所等訪問支援を受けられる事業所が、従来より1カ所ありますが、引き続き保育、教育との連携により支援体制を強化するとともに、より身近な市内でのサービス提供が可能となるよう体制整備に努めたいと、このように考えておりま

す。

以上でございます。

下村議長 川村優子君。

川村議員 2番目の質問で、保育所の訪問支援ということでございますが、生まれてそして学校に就学するまでの間の、就学前の子どもたちをどのような形で支援していくかという1つの範囲でございますけども、この進捗ということは、きちっとしていただいているようでございますので、また次に進めていきたいと思っております。葛城市には、葛城市になくて圏域にあるところところが非常に、葛城市の市民にとってはなかなかそのハードルというものがあるというのはちょっと残念な部分もあるんですけども、非常に通いやすいという部分では、利用が可能なエリアということで、そういった形で一歩ずつ進めていただいているということをご答弁で確認させていただきました。

次に3つ目の、市町村において重症心身障がい児を支援する、児童発達支援の事業所及び放課後デイサービスの事業所の設置についてはどうでしょうか。

下村議長 異保健福祉部長。

異保健福祉部長 それでは3つ目のちょっと長いんですが、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保についてでございますが、児童発達支援事業所では、障がいのある未就園児の児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練を行います。また、放課後等デイサービス事業所では、学校就学中の障がいのある児童に放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供いたします。このような事業所において重症心身障がい児の支援が可能な事業所は、圏域内に従来より1カ所ございます。必要なニーズへの対応を行っておりますが、今後重症心身障がい児の利用ニーズがあった場合にいち早く対応できるように市内での体制の整備に努めたいと考えております。

以上でございます。

下村議長 川村優子君。

川村議員 3つ目のご答弁でございますが、児童発達支援事業所、就学前と就学後ということでそれぞれきちっとした受け入れが充実している体制であるということは、今のご答弁でありましたけども、葛城市内、これもないということでございます。今後に向けて、重度の方ですので、この方向については更にまたこの計画の進捗をしっかりと進めていただきたいと思います。

最後にこの4つ目のことでございますが、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場の設置でございます。これについてはいかがでございますか。

下村議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 こども未来創造部の中井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

4つ目の目標につきましては、私の方からお答えさせていただきます。保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場としましては、葛城市には子

ども・若者支援地域協議会がごございます。葛城市子ども・若者支援地域協議会につきましては、こども・若者サポートセンターが事務局を担当しております。社会生活を営む上で困難を有する子ども、若者に対し、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることで、効果的かつ円滑な実施を図ることを目的に、公的及び民間の機関で設置しております。その中に専門部会として、障がい支援部会がごございます。構成機関といたしましては、奈良県教育研究所、大和高田公共職業安定所、奈良県高田こども家庭相談センター、奈良県中和保健所、奈良県発達障害者支援センターでいあーなどがごございます。この部会では、複数の機関で支援が必要な場合は本人や保護者同意をいただいた上で、関係機関が情報共有、連携し必要な支援に取り組んでおります。またほかにもう一つとしましては、中和地区3市1町障害者自立支援協議会こどもプロジェクトがごございます。検討課題等が出てきた場合は、その中で協議することとなっております。

以上でございます。

下村議長 川村優子君。

川村議員 関係機関との連携がどうなっているかということでございますが、ただいまのご答弁にありましたように、葛城市、今回こども・若者サポートセンターというところを設置していただきまして、ここが事務局となって、これまでとは違う形で非常に支援体制の強化に努めていただいているということでございます。事務局としての核となっただけというだけで、インクルーシブ教育なんかも推進していただきまして、地域の支援体制の構築を目指していただいているということでございます。本当にこの連携機能というのは非常に大事なものと、私は今回この部分につきましては大きな目玉として、質問、またこの話につきましてご提案があるんですけども、本人や保護者の同意をもちろんいただいた上でということで、していただくサポート連携体制でございますが、以前は、こども・若者サポートセンター、葛城市内のいろんなところとの連携をとっていただく、また駆け出しのときは、私も以前質問をさせていただいたときに、これから進めていただきますという答弁でございました。あれから時間がたって、非常に関係者の方々のご努力によって、非常にサポート体制充実していただいているということもお聞かせいただきまして、理解をさせていただいております。このこども・若者サポートセンター、今の當麻庁舎の方の前にあるところなんですけれども、学校等も近いということもあるんですが、このこども・若者サポートセンターというのは、福祉部の一部なんですけれども、教育部局と福祉部局をうまくつないでいただいていると、この力が非常に大きいと。就学前の方たちの対象というよりも、今はどちらかといえば就学児に対してのサポートに努めていただいていると。なかなか家庭の中で障がいをお持ちのお母さん、また心配なお母さんは、もちろん学校行ったり、幼稚園も行ったり、保育所も行ったりというようなそれぞれの立場で相談というのは、その都度、その都度、その現場において起こってくるものでございます。福祉部局だけで受けていると、福祉部局だけで受けているという内容もあると思いますけれども、やはり、1日の生活の中に必ず連携体制をとらんと、情報の共有をしておかないと、なかなか支援というのはできないということで、その教育部と福祉部の情報の共有というのがどれほど進んでいるのか、これも以前に

質問をさせていただきました。情報の共有、またシステムの構築というものを、これからしていかないといけないんじゃないですかということを以前質問させていただきました。その後、その連携、情報共有はどれほど進んでいるかをお聞かせいただきます。

下村議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

教育部局と福祉部局の連携についてでございますが、主に小中学校の児童生徒にかかわる生徒指導につきましては学校教育課が、発達や心の問題、福祉サービスに関するケースは、こども・若者サポートセンターが担当しております。昨年度、こども・若者サポートセンターでかかわる家庭相談、教育相談、若者相談を一元的に記録する児童相談システムを導入いたしました。この記録をもとに、個人情報保護に配慮しながら、保育所、幼稚園、小学校、中学校に臨床心理士の巡回相談員が入っております。福祉と教育の壁を越えて必要に応じてかかわる部署、専門職が支援に当たり、可能な限り前向きに教育部局との連携に取り組んでおります。支援に当たりましては、ほとんどのケースにおいて福祉部局と教育部局の両部署において接点のあるケースが多々ございます。双方で連携する必要があることから、昨年度はこども・若者サポートセンター職員1名に学校教育課との併任辞令を発令しておりましたが、今年度はさらに連携を深めるために、学校教育課の職員2名とこども・若者サポートセンターの職員2名、合計4名について併任の辞令を発令して対応に当たっております。

以上でございます。

下村議長 川村優子君。

川村議員 今のご答弁にございましたように、以前よりも本当に進められたご答弁であるということ、非常に喜んでおります。本当に生徒指導という学校で受けるケースというのは、やっぱり学校教育課が情報を受けていただかないといけない。ところがそこで切れてしまうと、今言うこども・若者サポートセンターがそのデータが全く入ってこないという形であったら、こども・若者サポートセンターは、その人1人が生まれてから、要するに切れ目のない支援をしていくわけですから、その方が成人されるまでの間をずっと見守っていく、1つのその方のボックスというものをつくっていただいているわけです。そのボックスの中に、やはりいろんな成長に伴っての情報データを入れていっていただくことによってずっと切れ目のない見守りという形をしていただくということで、全国的にもこの教育部局との連携をもって福祉の強化という今回の私が障がい児という形で取り上げさせていただいた早期の部分ですね、障がいがあって早期の部分の支援をまずしっかりとやっていくことで、大人になっていく過程の中で少しでもそれが緩和していく、やっぱりその見守りによって、治療を求めていかれてるとしても、少しずつ改善されていくということを期待して、1人の人づくりを行政がしっかりとサポートしていただいているということは、非常に手厚い行政サービスというのに変ってきたなということも感じさせていただいております。今回の福祉計画の中にあるとわれていることはもちろんのこと、市独自でやはりこれからこのこども・若者サポートセンターの機能を、市民の障がいを持つ親御さんたちの希望に沿うような形で、一緒にコミュニケーション、親たちの意見、そしてまわりの関係の方々との連携というのをつくってい

くということがまだまだこれから駆け出しでございますので、これからもしっかりした積み上げていくという作業をお願いしたいということが今回の福祉計画についての質問の中身でございます。

今回のまずこの計画の中に沿って質問をさせていただきますけども、障がい児支援事業について、サービスの種類というのがあるんですけども、ちょっとご紹介させていただきます。まず、児童発達支援のサービスで、障がいのある未就学の児童に日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与とか、集団生活の適応訓練などを行う、児童発達支援。そして学校に就学中の障がいのある児童に放課後や夏休みなどの長期休暇において、生活能力向上のために訓練を継続的に実施して、放課後などの居場所を提供する放課後デイサービス。それから、保育所等の訪問支援ですね、保育所を現在利用中の障がいのある児童、今後利用の予定も含む子どもたちが、保育所における集団生活に適応するために専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所のスタッフに対して集団生活に適応していくための訓練、支援方法の指導を行います。そして次に、医療型児童発達支援、障がいのある未就学の児童に対して日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活の適応の訓練などに加え、治療を行う。そして障がい児の相談支援。上の今まで言ったそのサービスを利用する児童に、支給決定、または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案などを作成したり、一定の機関にサービスの利用状況をモニタリングをしていく。こういった第4期の障がい福祉計画と同様の支援ですね、これは以前からもありました。そして今回新規の事業としまして、居宅訪問型児童発達支援。重度の障がいの状態にある障がい児に、障がい児の通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるように、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うという、この支援事業につきまして、これは新規なんですけれども、この設置状況についてはどうでしょうか。

下村議長 異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 ただいまご質問のあった事業につきましては、国の基本方針に基づく、平成30年度からの新しいものでございます。現在圏域内においてサービスを提供できる事業所は残念ながらございませんが、かわりに医療系の訪問リハビリテーション等を提供する事業所が圏域内にあり、利用者のニーズには対応できているものと考えております。しかしながら、今後は利用者ニーズにきめ細かく対応するために事業所の確保にも努めていきたいとこのように考えております。

以上でございます。

下村議長 川村優子君。

川村議員 今回新規の支援ということで、1つずつそういった支援の精度を高めるということで作られた支援内容だと思うんですけども、これに関しても葛城市の場合は医療系の訪問リハビリテーション、そういったものを提供できる事業所があって、そこに利用されているということで、その方のニーズにはしっかりと対応できているというふうに考えているということでございますので、また今後においてそういったニーズがあれば、この対応もまた考えていただきたいというふうに思います。

そしたら、次に、もう一つ新規であるんですけども、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターさん、要するにそういった専門職ですね。こういった専門職の配置というのもこれから計画に入れていけということですが、この状況はどうでしょうか。

下村議長 異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 この事業につきましては、国の基本方針に基づいて、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるように福祉、保健、医療、保育、教育等の関連分野の支援をトータル的に調整するためのコーディネーターを配置する新規事業でございます。現時点ではコーディネーターの人材育成と活動場所などの問題において配置は困難な状況にあります。従来より医療ケア児の支援につきましては、必要に応じて相談支援事業所などが中心となり、関係機関のネットワーク構築と、支援調整会議を実施する仕組みづくりが機能しており引き続き支援体制の充実を図ってまいりたいとこのように考えております。

以上でございます。

下村議長 川村優子君。

川村議員 今ご答弁いただいて。私、今回の一般質問で打ち合わせ等をさせていただいた折に、所管障がい福祉部の方の方々が来られて、本当に個別ケースをきちっと把握されていて、今回の医療系の訪問リハに対してでも、きちりと教育部門の方とも、要するに情報がばばっとやりとりできるような状況であったという、目の当たりにそのときの打ち合わせのところに居合わせていただきまして、葛城市の障がいに係るサービスというのは、本当に連携をとれてきたなというふうに、私はこういうことをこういう場でしっかりと表に出していかないと、なかなか見えにくい福祉計画というのをあえて1個1個検証させていただく中で、非常に職員さんも頑張っていたというふうに思わせていただきました。

コーディネーターの設置については、今の時点ではできてないけれども、今後そういったニーズがあるようになれば、しっかりと前もってやっぱりそういった体制をつくっていくという意気込みを見せていただいておりますので、今まだ次の平成32年度まででございます。そういったニーズがある場合は、しっかりと想定して体制づくりというのを構築していただきたいと思います。

全体的にこの第1期の障がい児福祉計画につきましては、今後も引き続きまして今回は真ん中の年度であるということで、努力をしていただきたいと思っておりますし、また、障がいを持つ子どもとか家族が求められている課題、ここは、なかなか本人さんへのサービスというのは非常に手厚くやっただいてるんですが、今これから障がいのある子どもや疑わしいというふうに思っている、でも保護者としてしまはなかなか認めたくないからそれを申し出ることもできないような状況もあるわけです。このグレーゾーンと言われている障がいを持っているお母さんたちが今本当に多くいらっしゃるという現実を、皆様に知っていただきたいと思っております。何よりも早期発見して、そして早期対応することで、これから切れ目のない支援が行われるということは、本当に本事業の核である。そういった仕事の一番の目標でありますので、その担い手である関係者の方々のご努力と、そして障がいを持つ家族の皆さんと

の対話というものを、ちょっと改めてクローズアップしていただきまして、実際にその支援をする一番近いところにいる保護者、この方たちのしんどさというか、もちろん生まれてから就学前の子どももそうなんですけども。

私が今回そういった保護者の方たちとお話をする機会を2、3カ月に1回ぐらいは持つようにしています。その方たちは、非常に、もちろんサービスを充実していただいているということもあるんですが、毎日毎日非常にしんどい思いをされながら、でも頑張らなければという、いつもいつもそういった気持ちで臨まれているんですが、その家族への支援ということを今回本計画に、非常に重要視されている中で、これから福祉部としましても、いろんな関係部署のサポートというものをよりよくしていただきますように、これはもう本当に大きな力を発揮していただかないといけないということをお願いをするわけでございますが、こういったひきこもりをさせないで、孤立をさせないで、そしてそのつながりとか、そういった周囲の人の理解ももちろん求めながら、自分たちのしんどさをしんどいって言える、そういった、しんどいって言って何も変わらないんですけども、このしんどいなって言い合える会話というのは、とっても大事なことなんやなというのは、私何回かそういったミーティングに入ってますと、お母さんたち、お父さんたち、またおじいちゃん、おばあちゃんたちの気持ちというのは、共有する気持ちというのは非常にまた逆に解決につながるということが、今回ちょっと皆さんに知っていただきたいというふうに思っております。

障がいに対しての理解を育むという活動は、障害者差別解消法とか、障害者総合支援法などで、市町村に対する障がい者の理解の啓発義務というのも課せられております。法に基づく啓発活動としての位置づけもされております。とにかく今、親たちの会、全国各地に手をつなぐ育成会とか、親の会、いろんな親の会があります。知的発達障がいのある人や子どもの権利を守って当たり前の暮らしを実現するための活動をされてます。これが啓発キャラバン隊というのを実はつくっていきつつありまして、今全国的にも障がい理解を促進するために、実際の障がいの疑似体験をしていただく、こういったことによって障がいを自分として異なる見方とか、それから障がいの理解を肌身で知ってもらおうということを目的として、学校の教育の場とか、人権の教育の場とか、消防学校や警察学校、要するにそういった関係の方にまた支援をしていただく範囲の方ですね、そんな方たちに対して、同じそういった疑似体験をしていただいて、実際に普通に話してもなかなか伝わりにくいというようなことを、知っておいてもらいたいという、こういった啓発キャラバン隊というのをつくられて、啓発をしておられます。葛城市においても、育成会の方々が活動されておられます。この障がい理解の啓発ということは、なかなかどんな会であってもなかなか皆様、一部の方は知っておられても、なかなかそういった機会というのはまだまだ持ってないなというふうに思います。この障がい理解の啓発について葛城市はどのように、今回の計画の中にも入ってますが、どのように、考えておられるのかということをお聞かせいただきます。

下村議長 異保健福祉部長。

異保健福祉部長 議員おっしゃるように、現在、社会全体で障がい者への理解促進の取り組みが推し進められており、さまざまな施策が展開されております。その結果、当事者やご家族の方

たちが障がいを前向きに受け入れ、早期発見、早期療育の意識が高まり、障がい福祉サービスの利用に結びつくことで、障がいの程度の軽減や日常生活能力の向上が図られています。また、先ほど川村議員がご紹介してくださった、啓発キャラバン隊、この取り組みにつきましてもこちらも把握しております。来年2月に市内でも実施される予定だというふうに伺っております。葛城市としても支援していきたいとこのように考えております。このような取り組みにつきましては、葛城市第1期障がい児福祉計画の推進において、その根幹となる障がい理解につながり、ひいては障がいのある子どもらが成長する過程において切れ目のない支援ができる体制の整備にもつながるとこのように考えております。

以上でございます。

下村議長 川村優子君。

川村議員 ご存じでいただいて、ほっといたしました。いろんな人権研修等これから今までのようにあると思うんですけども、その中に、ぜひともまたこういった障がい者への理解という部分で、また障がい者差別の解消のためにまたそういった研修にも入れていただけたらなというふうをお願いをしたいところでございます。障がいの皆様に対する配慮というもののより一層の充実、皆さんが障がいのある人もない人もともに暮らしやすい社会づくりを目指していかなければなりません。今後においてもなお一層の皆様の努力をいただきますように、そしてご配慮いただきますように本計画の最終年度までにさらに精度を上げていただきたいということをお願い、求めておきたいと思っております。

それでは、次に2つ目の質問に移らせていただきます。また発達障がいにかかわることでございますが、発達障害者支援法におけるペアレントメンターについてお伺いをいたします。社会福祉法に基づく発達障害者支援法という法律は平成17年の4月に施行されて、長年にわたり障がい者福祉制度の谷間に置かれていて、その気づきや対応がおくれがちであった自閉症、アスペルガー症候群、LD、ADHDなど、発達障がいと定義してそれぞれの障がい特性やライフステージに応じた支援を国、自治体、国民の責務として定めた法律であります。今回この法律は10年ぶりに改正をされました。基本理念を新設して、発達障がい者にとって社会障壁を取り除く合理的配慮の規定や、当事者からの相談に対して関係機関が連携して支援の体制整備づくりを目指します。この発達障がい者への先ほどの家族への支援という項目も含まれています。そして、発達障害者支援地域協議会において、その課題、情報を共有して関係者との連携の緊密化を図り、派遣、サポート、展開、普及といった連携をとるとともに、発達障害者支援センターの設置に係る項目を新設しています。その体制整備の中で、今回言っていますペアレントメンターの育成に触れていきます。

少し説明をいたしますと、家族支援のための人材育成、つまり家族の対応能力の向上のために、同じ発達障がいのある子どもを育てる保護者が相談相手になって、悩みを共感して実際に子育ての経験を通して、子どもたちのかかわりを助言する支援者。だから同じ立場にいる親が、親に対してしっかりと相談相手になれる、そういった育成をするカリキュラムを組んで育てていくということでございます。ペアレントメンターといいますが、みずからも発達障がいのある子どもの子育てを経験して、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受

けるわけでございます。メンターは同じような発達障がいにある子どもを持つ親として共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができます。このような支援の形について、現在葛城市はどのような取り組みをされているのでしょうか。

下村議長 異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 ペアレントメンターということについてのご質問でございます。

少し議員いろいろ説明していただきましたので、重なる点もあるかなと思いますが、保護者への支援として、奈良県発達障害者支援センターでいあーが実施するペアレントメンターのメンター事業というものがございます。この事業につきましては、発達障がいのある子どもを育ててこられた保護者の方が、同じように発達障がいのある子どもの保護者同士の勉強会等に派遣され、悩みを聞いたり経験談をお話する事業で、保護者の精神面に寄り添うことで子育て不安の解消に役立っております。平成27年度から事業が開始され、現時点で3回の養成講座が開催され、葛城市からも複数名のペアレントメンターさんが登録され、ご活躍いただいております。なお、この利用に当たっては、奈良県発達障害者支援センターでいあーが窓口となっております。

以上でございます。

下村議長 川村優子君。

川村議員 取り組みについて、少しずつ実施されているということで、直接窓口にはなっておられないようでございますが、でいあーさんが窓口となっているということですね。葛城市において、このペアレントメンターの必要性、今ぼちぼち進んでいただけてますけど、この必要性についてどのようにお考えか、ちょっと聞かせていただきたいと思っております。

下村議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 ただいまのご質問はペアレントメンターについてのお尋ねでございますが、葛城市としましては、よく似た取り組みとしまして、同じような立場の人が語り合える場をつくる必要性を感じておりました。同じ立場の保護者同士が交流することで、まず1つとして、さまざまな話題を話し合うことで、お互いの関係を深め、孤立感、孤独感を軽減する。2つ目としまして、学校生活や家庭での過ごし方、かかわり方の情報交換を行う。3つ目としまして、ほかの保護者の育児史、育児観を知り、考えの幅を広げる。4つ目としまして、育児に関する疑問、悩みを話し合い解決する、などの取り組みが地域で必要だと考えております。そのため、葛城市では今年度から保護者グループわたぐもというのを立ち上げました。これは障がいのある子どもの保護者に小集団で話し合う場を設け、保護者同士の関係をつくり、深め、相互に支え合う関係を基盤に、精神的な支援を行うことで、2次障がいを防止して、子どもの安定した育ちをサポートすることを目指しております。臨床心理士2名がコーディネーターとして参加しておりますが、あくまでも支援者として保護者の自由な発言を引き出すための役割に努めております。子育ての先輩であるペアレントメンターとわたぐもに参加している保護者が会うことは将来への展望を持つことができるものと考えております。わたぐものグループの方にもペアレントメンターの活動状況等をご紹介し、集まりの場にも今後お越しいただくことも考えていきたいと思っております。

以上でございます。

下村議長 川村優子君。

川村議員 一定のご理解をいただいているという様子でございますが、安心いたしました。ピアサポートという形で一応そういった集まり、保護者同士の交流ができる機会を持っていただいているようでございます。このピアサポートというピアというのは、仲間ということを意味しています。要するに専門家によるサポートとは違って、仲間としてサポートする、仲間力に基づいたものであります。誰もが成長する力を持っている、誰もが自分で解決していく力を持っている、人は実際に人を支援する中で成長する、という考えに基づいています。障がいを持つ保護者達は、日常生活の中で悩みを共感しながら励まし合ったり、そしてともに苦しさを訴えたりしながらつながっていく、そういったことを求められています。親の会の皆様が必要だと思われることの1つでございます。サポートをするという中には、専門家によるサポートばかりではなくて、お互いに相手に自分の経験を生かしたサポートをするやり方というものを改めて注目していただいて、ぜひこういったニーズがあるかということをしかりとご認識いただいた上でこういった事業を進めていっていただきたいと思います。行政サービスとともに生かされる官、民の一体のサポートという形をぜひとっていけるのではないかと思いますので、今後の福祉の中の連携体制としてまた更に研究を願いたい、そういったことをお願いいたしまして、次に3つ目の質問に移らせていただきます。

3つ目は、家電リサイクル対象品の回収についてでございます。官民協働事業としまして、制作や印刷、配布として発行にかかわる経費を協働発行事業者の広告の収入で賄って市の経費の負担なしで市民の『暮らしの便利帳』として発行されました、この『暮らしの便利帳』というの、皆様お手元にあると思いますが、こういった取り組みすばらしいと思います。ただ、この中の内容についてでございますが、残念に思いましたのは『葛城市暮らしの便利帳』の中で家電リサイクル、ページで言いますと70ページ、暮らしと環境といったこういったページがあるんですけども、この中に書いております家電リサイクル対象品のごみの出し方ということについて、収集できないゴミという見出しで、品目と出すときの注意が書いています。購入または買い換えをされるお店、近くの電気店や家電量販店にお尋ねください。郵便局でリサイクル券を購入し引き取り所に直接搬入することも可能です。という案内だけでございます。高齢者のふれあい収集という取り組みまでやっていたいただいている中ですから、もう少し親切な対応を望みたいと思います。また、質問、要望をさせていただきます。確実な回収が行われないと、不法投棄だとか、環境対策を施さず廃家電を破壊することでフロンガスとか鉛などの有害物質が放出されたり、廃家電には電池やプラスチックを含む場合もあるために発火や延焼の危険性があり、非常に不適正な管理による火災が発生したりしている場合もございます。より親切な案内や対応にそういったことがなくなることを私は望みたいと思います。家電リサイクル対象品の廃棄処分について、問い合わせとか件数、頻度、どのような状況になっているか、私だけではないと思うんですが、非常に市民の皆さんから私にも問い合わせがあるということは、それぞれクリーンセンターなり環境課などに問い合わせはありますが、現状についてお聞かせいただきます。

下村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、今回発行の『葛城市暮らしの便利帳』の中では全体的な紙面の関係やバランス等もあり、家電リサイクル対象品の出し方についての案内が十分にできていないということにつきまして、今後はもう少し具体的に必要不可欠な事項を案内すべく改善に努めたいと思ひます。

次に、お尋ねいただいております家電リサイクル対象品の出し方についてですが、クリーンセンターへは電話による問い合わせでいろいろなものの回収について問い合わせがござひますが、その中に家電リサイクル対象品も含まれております。その数は平均して週に1、2件、年間では70件から80件ござひます。また、新庄庁舎の環境課へも年間数件ござひます。内容については、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫の廃棄処分法についての問い合わせでござひます。

以上でござひます。

下村議長 川村優子君。

川村議員 ありがとうございます。そうしましたら、家電リサイクル対象品の実際の回収の流れというのを、ちょっと説明していただきたいと思ひます。

下村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 実際の流れについて説明させていただきます。

まず、特定家庭用機器再商品化法、いわゆる家電リサイクル法といひますのは、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機などの特定家庭用機器廃棄物から有用な部品や材料をリサイクルし廃棄物を減量するとともに資源の有効利用を促進するための法律です。対象は家電4品目と言われております、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機です。製造メーカーによって処分に必要となるリサイクル料金が異なりますので、製造メーカーを確認いただきます。回収方法としては、まず同品目の新しい製品に買かえる場合は新しい製品を購入されるお店に依頼していただきます。次に、買かえではなくて処分みの場合は、それを購入したお店に依頼していただくこととなります。それができない場合に、これからご説明申し上げますが、市が案内させていただきます方法で処分いただくこととなります。その内容ですけれども、郵便局でリサイクル料金を支払い、一般財団法人家電製品協会、家電リサイクル券センターの指定取引場所に持ち込んでいただきます。奈良県では河合町、御所市、大和郡山市にござひます。郵便局でリサイクル料金を支払う際には、メーカー名とテレビについては画面サイズ、冷蔵庫・冷凍庫については容積が必要ですので、事前にメモするなど準備をしてくださいというものでござひます。

以上でござひます。

下村議長 川村優子君。

川村議員 なかなかいろいろと複雑な手続があるということ余り皆様知られないということで、ずっとそのまま置いてあるというようなそういった市民の皆様のご意見をいただくわけですが、これは、また次に心配になるところは、不法投棄ということにつながるかなということも含めまして、この家電リサイクル対象の不法投棄の処理件数についてお尋ねします。

下村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 不法投棄についてですけれども、不法投棄はタイヤやストーブ、自転車、畳、生活ごみ、コンクリートがら等さまざまではございますけれども、このうち今回お尋ねの家電リサイクル対象品の処理件数が、平成30年度は40件、平成29年度は42件、平成28年度55件が過去3年の件数でございまして、内訳的には直近の平成30年度で申し上げますと、テレビが19件、洗濯機が7件、冷蔵庫11件、エアコン3件でございました。

下村議長 川村優子君。

川村議員 非常に不法投棄につながっていくということになってしまいますと、また大変な回収に大変な作業をしていただくことになります。この家電リサイクルの対象品の回収について、現状市民の皆様への周知方法とか、もう少し親切な対応について、今後どのような考えをお持ちかということを最後にお尋ねさせていただきます。

下村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 これにつきましては、毎年度各戸配布させていただいておりますごみカレンダー、及び市のホームページで周知させていただいてきたところでございますが、ご質問ご要望いただいております趣旨を受けとめ、今後広報誌等へのスポット的掲載を行う、その際は冒頭指導いただきました、具体的にかつ簡単明瞭な説明となるよう心がけたいと思います。それとともに、車輛の関係や持ち運びが困難で指定場所に直接持ち込むことができない場合でも小売業者に引き取り義務が課せられていない、この廃家電の回収ができませんように、市からまずは大手家電流通協会の会員企業等に協力依頼を行い、協定を締結するなど小売業者の引き取り義務外品の回収体制構築に向けたガイドラインに基づき、回収体制のいろいろな課題研究、検討をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

下村議長 川村優子君。

川村議員 最後の答弁のように、もう少し研究をしていただかなければならないんじゃないかなと。もちろん買われたところにすぐ回収に行けるということがかなえばいいんですけども、私1つ環境省が平成27年の3月に出しております廃棄物の対策課から、こういった小売業者の引き取り義務外品の回収体制の構築に向けたガイドラインといったものがございます。この中に、取り組み事例の中にお隣の香芝市がですねこの家電の小売団体が設置した受付センターが回収してくれるという、こういったことを市のホームページ等でご案内をいただいております。家電リサイクルの施行に合わせ、市から家電小売業者の団体に相談し協力を要請することになった。小売業者の引き取り義務外品を回収するに当たり、家電の取扱いに詳しいことが必要であったため、家電小売業者の団体に相談した。市と香芝家電リサイクル協会の間では小売業者の義務外品の回収協力に関する覚書を締結している。回収窓口を複数設けることによって市民の混乱を避けるため不燃ごみ、粗大ごみの電話リクエスト受付窓口を活用して受け付けをしている。家電リサイクルの協会から2カ月に1度、毎月の回収件数や半年に1度、回収品の明細について市に報告があると。こういった非常に前向きな取り組みをやっている事例をこの中にたまたま香芝市が載っていたわけです。本当に市民の方へ

の周知というのは、この便利帳の中でももう少し詳しく載せていただく。親切な対応ということから始まりまして、今後においてはもう少し、不法投棄等の問題もあります。しっかりとこの部分につきましては、研究を進めていっていただきたいと思います。こんな機会でないとなかなか、今これから年末ですので大掃除もございます。不法投棄にならない形で周知を徹底していただきたいと思います。

こんなことで急ぎ足でございましたが、私の質問をこれで全て終わらせていただきたいと思ひます。どうも最後までありがとうございます。

下村議長 川村優子君の発言を終結いたします。

最後に、15番、西川弥三郎君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

15番、西川弥三郎君。

西川議員 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。最後になりまして、議員の皆様方も、理事者職員の方々、大変お疲れのこととは思ひますが、いましばらくおつき合ひを願ひたい、このように思ひております。

私の質問は、葛城市内の都市計画法、建築基準法、農地法に対する違反をされている違反の状況及び県との連携による指導、その指導によつての実績が上がつてゐるかというふうなことをお尋ねをさせていただきます。

これよりの質問は質問席でさせていただきますので、よろしくお願ひを申し上げます。

下村議長 西川弥三郎君。

西川議員 まず、登壇して申し上げましたように、葛城市内の農地法からいかせていただきたいと思ひます。

農地法というのは、目的としては、この法律は国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者による農地の所有が果たしている重要な役割を踏まえつつ、農地を農地以外のものにするを規制するとともに、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資すると、これが農地法の目的で掲げられてゐるんですが、特に僕がお尋ねをしたいのは、農地法の第3条というのは、農地または採草牧地というのは牧場ですね、に関しては第3条は農地は農地のまんま、牧草地は牧草地のまんま所有権が移転する、そのときにはちゃんと届けてくださいよと、こういうことですね。特にお聞きたいのは第4条と第5条のことです。第4条については、権利、所有権は移動しないけれども農地を他の目的に転用する、そのときも届けてくださいよと。第5条については、農地そのものをほかの目的に転用する、なおかつ権利移動もする、こういう形が第5条のことです。第4条、第5条については、産業観光部の農林課の中で農業委員会が所管のことです。そのときには、農業委員会へ届けて、そして県の方が許可するという、こういう形ですねけれども、この手順を踏んでない、もしくは届け出をしていないというふうな件数をどれだけ把握されているかお答えいただけますか。

下村議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願ひします。

農地法に対する違反としては、農地法の中でも農地を農地以外のものにする農地転用に関する違反が取り上げられます。農地転用をする際には、県知事の許可、または農業委員会への届け出を必要としますが、それらがなく農地転用を行っている場合や、許可を得ている場合でも許可された目的と異なる内容で農地転用を行っている場合などが挙げられます。このような違反については、農業委員会で行う農地パトロールや、住民からの連絡等により発覚する事案が年に数件あるとの報告を受けております。これらの事案につきましては、農業委員会にて対応を行っており、必要に応じて、市及び県の担当部局と連携し、対応に当たっているところです。農地転用については、市の農政にも影響を与えるおそれがあるため、また、周辺農地の営農に支障を来さないよう、ふだんから農地法に沿った手続を指導しているところでございます。また、発覚した事案については、今後とも適正な指導を行ってまいります。以上でございます。

下村議長 西川弥三郎君。

西川議員 今まで、そちらの産業観光部、農業委員会で、20年とかそういうスパンじゃないですけど、5、6年でこの葛城市内でどれだけの件数を指導し、どれだけの農地法の第4条、第5条ですよ、の違反をされてるかというのを把握されてますか。

下村議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 ただいまのご質問の件数につきましては、農地違反については農業委員会の方で記録を残しておりますが、手元に件数の資料については持ち合わせておりませんので、後刻回答させていただきたいと考えております。

下村議長 西川弥三郎君。

西川議員 届け出と、要はなかなか把握するのは難しいやろと思うんです、全体の。届け出ても、目的外使用をしてるんか、そしてよしんば届け出よりもちょっと規模大きくしてしもてるんかとか。そういうふうなものを把握というか、そういうふうな件数は本当にたくさんあるというふう聞いてるんですけども、相当の数に上ってるということですか。

下村議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 農地転用を届け出せずにする案件については、数は少ないと聞いておりますが、青空資材置き場等で農地転用されて、その後宅地になった後に目的外の利用をされているという件数については相当数に上っておるという理解をしております。

下村議長 西川弥三郎君。

西川議員 僕もこれ本会議場で一般質問をするの久しぶりで、なかなか前の方みたいに順序立ててずっとスムーズに整理して質問できません。行ったり来たりする可能性がありますんで、ちょっとそこのところをご理解いただいて、ご答弁をお願いしたいと思います。

次に、都市計画法の中の違反、特に開発等、葛城市ではこういう指導要綱をお持ちです。ただ都市整備部というか、葛城市では、許認可権はないし、立ち入り調査をする権限もないと。許認可権あるのは県やということはわかってるんです。ただ、この開発の指導要綱をお持ち、これは事前協議の要綱ですから、こういう健全な開発をしていかなあかんわけですね。今はもうどンドンどンドン住宅地が広がってるんですから、家が建ってるんですから、そのとき

に開発の申請が要るわけで。この違反をしている、無届けでやってたりしているのはなかなかつかまれへんということやろうけれども、ただ、この違反をやってる件数は先ほどの農業委員会に農地法の違反をやっつてんのもと同じで、どんだけの件数あって、どのようにして通報も含めてですよ、県との協議をしたり、今ここ最近でも結構ですし、大体月平均どういふうな違反を掌握してるかということがわかっていたら教えてください。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしくお願いします。

開発につきましては事前協議を出してもらわなければ市の方では把握できませんので、その数字についてはわかりかねます。

以上です。

下村議長 西川弥三郎議員。

西川議員 そうすると、数字はわからんけれども、今まで、これは違反やなということで指導したり県と協力して把握に努めたりというふうなことは今までやったことないんですか、1件も。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 私がついて最近のことなんですが、1件ございます。

以上です。

下村議長 西川弥三郎君。

西川議員 あのね、先ほど言うたように権限がないからということわかりますよ。しかしなぜこのことを定めてるのに、届け出なかったらわからんけれどもということやけれども、そのことを部長は一応都市整備部の部長やからプロやと僕は思ってますからな。行政も含め、これのことにしても。それを見ればわかると思うんです。この中でそしたら、これは開発はそういうことで1件はそういうことやということやけれども、ほな建築基準法の違反ですね、開発の違反というのは、ここにちゃんとこういうこと書いてるんやから、県とも協力、何ぼ権限がないいうても協力してやらないかんのと違うかというのが、本市の行政、この告示はって、これ告示ですよ。この告示は本市の行政に重大な影響を及ぼす、特にこれは住宅のことも書いてるけど、住宅地等の開発事業の施行に関し、都市施設の整備及び促進を図るため開発事業者に対し公共公益施設の整備について必要な事項を示し、その協力と応分の負担を要請するとともに、災害の防止及び住環境の整備のため、一定の基準をもって、計画的な調和のとれたまちづくりをすると。これ建物建てる時、こういうふうに事前にこういうふうにしてくださいよと、相当細かくこれ指導されてるわけですよ。その中に開発事業というのはどういうことかというのと、建築基準法の第2条1項、2項と書いてますけども、この建築基準法の第2条というのは、建築基準法上の中で用語のいろいろと、建基法の中には建築物とはどういうものかと、耐火建築物はどういうものかと、そういう出てくる用語の定義をしているんです。用語の定義、この第2条というのは。その中で、建築基準法の建築及びこれに伴う土地の造成、これをやると市としてもこの要綱に沿うた指導をせないかんねん。しかし、先ほど言うたように部長はプロやから、あれ、これ出てるか、これ出てないかというところはパトロールなりをすればわかるんと違うんですか。そこら辺はつかんではりませんか。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 ただいまの件につきましては、今定期的にパトロールは行っておりませんが、今後はそういうことも踏まえまして、パトロールをしていきたいとは考えております。

違法建築物の判断については、奈良県が行うため葛城市が当該建築物を決めることはできませんので、パトロールや開発に伴う関係各課、または奈良県とも連携した中で違反建築の対応について努力していきたいと思っております。

以上です。

下村議長 西川弥三郎君。

西川議員 これ、都市計画法の中の開発に関する違反についてと、さっき最後にちらっと言わはった、建築基準法の違反、これ第2条で用語を定義をやって、第6条で建築基準法違反ははっきりと確認申請書を提出してくださいと、出してくださいと。その違反をしている状況なんていうのは、部長もプロやからわかると思うんやけども、この第6条というのは、はっきりと建築主事、建築主事というのは、建築のことに詳しく知ってるプロやし、そして行政的なプロでもある、この資格を持った人を建築主事と言ってる。その建築主事がおるところが特定行政庁。これは奈良県と奈良市、橿原市、これは特定行政庁、生駒市もなってるんかもわからんけれども、これ特定行政庁と思えますよ。調べてみてください。そこの市以外は奈良県が土木事務所とかがあって、そこで確認の申請をせないかん。こういうふうな届けをせんと建ててるような物件、そういう通報等々は部長の方にそういうような通報は年に何件かないんですか。開発も含め。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 ただいまの質問についてでございますが、最近につきましては1件ございました。以上でございます。

下村議長 西川弥三郎君。

西川議員 こういう状況で、農地法にしても、届け出は必要やけども許認可権そのものは県やねんと、そういうこと。ここも県やねんと。こういうことですねんけども、これ六法の中で例えるのですよ、なるほどつかみきれへんねんというのは、わかるんです。どんだけの1件ある、ほどこにどうあるん、許認可権もない、立ち入りの調査権もないというんやから。ただ、農地法にしてもこの開発の届けにしてもたくさんあるんやろうと。それで目的外の使用しているところもたくさんあるんやろうと。昔は、まあ言えば農業用倉庫やというて届け出て用途の違うことがありますやろう。そういうふうなことは僕はわかってるんです。そやから、そこらもつかんだはるはずなんやけど、これね、はっきりと言うて、どういいうか、例えば信号無視をして危険な目に遭ったとか、車の運転だつて、そのときは僕らでも普通の警察でない一般の人でも、ちょっと危ないがな、ちょっとあんた違反してんでとこういうことが言えるわけです。はっきりとわかっているところ。せやけれども、この人が運転免許を持って運転してはるかどうかというふうなことを僕らがとめて、警察でない者がとめて、あんたは運転免許持ってはりますかと、持ってるんやったら見せてくださいなんて、こんなこと言うたら、相手は何であんたに見せやなあかんねんと。警察なら、はいと見せますけども、何か葛城市

の方は、聞いてたらそういう一般の立場において、まあ言えば違反と違えますんかと、届け出もしてはらへんのと違えますかと、無免許と違えますかと、こういうことを言われへん立場やと、こういうふうな、私はそういうふうな解釈をするんですが、ただ、葛城市は行政をやってるし、こういう指導要綱を持ってるし、農業委員会へ届け出をせえという制度があるわけやから、ただ単なる素人ではないですよ、これ。それをいや、わかりません、いや、届け出がなかったらわかりません。そんな状況はちょっと余りそれを公に言うと、ほんたら、届けをせずに建てたら葛城市把握してないから、届けをしたらと言われるけど、届けせんかったら通ってしまうんかいな。こういうような話になってしまうからね。

そういうふうなことで今個々に、ここの人はこういう違反や、この人はこういう違反やというふうなことは両部長言われたように、なかなかつかみきれんし、それを指導に入れへんいうのは、わかりますよ。そのことは。今でもそんな無免許捕まえるために、一斉検問をどんどんどんどんやれば、交通渋滞を起こすし、社会経済活動がストップしてしまう。そちらも、そしたらそれ真剣に個々がやり出したらいろんなもんが出てくるから、僕はそういうふうなところは徐々にやっぱり県と協力して是正をしてもらってくださいよと。僕は個々に何も名前を出してどうのこうの言うあれはないですよ、葛城市全般に対しては。

しかし、ここに、これ公文書開示をした書類を持ってるんです。ここに僕、公文書開示した写しの書類を。気をつけてやっぱり個人情報のことがありますから、気をつけて念頭に置いてやらないかんいうのはわかってますよ。この公文書開示をした中に、第6条、公開条例の第6条、それ頭に入れてますよ。それでこの個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るもの、法人その他団体に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより当該法人等当該事業を営む個人の競争上の地位、社会的信用を害すると認められるものと、こういうことが規定があるから、情報公開の写し持ってますけれども、上記の理由をもって当該文書は部分開示といたしましたという書類。ですからこれ黒塗りしてる部分があります、これ。黒塗りしてない部分については、これは皆知り得る権利やから、言わなあかんと、こういうことです。ですからこれ個人名挙げて質問しますよ、これ、個人名のあれを挙げて。

この中で、平成23年1月20日付で前市長の山下市長宛てで、ここに書いてる梨本商店さんに経緯の説明をしてくださいと、これ違反の状態であるのと違えますかと、こういうことを問い合わせてはる。これ一部では山下市長がこの方に、何か意図的に、是正をするようなコンプライアンス違反やから、するようなそういうような指導をしたと、こういうふうに捉えてはる方もおるか知りませんが、これそうじゃないですよ。ここにも書いてあるけども、本当に旧新庄町時代から葛城市に至って、いろいろご協力いただいて、ご苦労していただいた経緯はようわかってはるわけですよ。これ、わかってる。それでそのときに、はっきりとその経緯はよくわかってます。そやけども、その中で梨本商店さんが自分でも書いてはりますけれども、1社でこのゴミ収集の粗大ごみとかこういう収集を、缶、瓶収集もやっていた。せやけども、同業他社、または一般市民の方から、特に同業他社の方から、何でうちも同じ仕事をしてんののうちも何で指名に入れてもらわれへんねんと、何でやねんと、こういうふ

うな問い合わせがあって、それで市長がこの是正勧告をしたと聞いてます。今、市民生活部長はそこんとこ聞いておられるかどうかは知りませんが、しかし、その是正にコンプライアンスというのに違反してる、その是正をしていただいたら、別に是正さえしていただければ次に、いつまでにどういうふうな是正をするか、出してくださいよということを言うだけで、何も排除をしようということではないんですよ。そういう趣旨でのことで、何も前山下市長がこの梨本商店さんに悪意を持ってこういう形で排除するためにこういうことをやってる、みんなそれぞれこれ通報等あったかどうか、そういう申し込みもあったかどうかということ、市民生活部長なりはご存じですか。

下村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 まず、当時のほかに業者さんがということについては、申しわけございませんが今確認しておりません。

以上です。

下村議長 西川弥三郎君。

西川議員 これ、おいおいねそういうふうなことでこれは是正計画を出してほしいということを言うだけで、何も悪意を持ってのことで違いますが、そらまたやめた方もおられれば、前任者の方もおられれば、その人らに聞けばそういうふうなことはわかってくるでしょう、おいおい。それで、この梨本商店さんが出されてる中に総括というところがあるんです。総括。これ、どう書かれてるかいと、いろいろご苦労されてることをよくわかるから、それはわかるんですけども、こういうことで協力してきたと、こういうことをおっしゃった後、以上の経緯から梨本商店が旧新庄町に要請を受け、適正な廃棄物処理を遂行するためにやむを得ず違法建築を繰り返した事実は明白である。しかしながら、廃棄物処理法上に問題なくとも、都市計画法及び建築基準法に違反していることも弁解できない。また、これまで違法建築に目をつぶり、適正な廃棄物処理を優先してきた葛城市としては、ただ単に梨本商店をごみ行政より排除するのではなく、この問題を積極的に解決する義務があると、こういうふうにおのずから言うてはるわけです。葛城市がこの状態を積極的に解決する義務がある。葛城市が違反してはるんは葛城市違うんですよ。産業観光部長、ちょっと聞きますけどね、この位置というのは、24号線の南花内の交差点から今樞原・新庄線というんですか、上は寺口・北花内線という、24号線からはそういうんですね。それを真っすぐ東へ行く、そうするとこの新町の交差点、その5、60メートル西の北側でこの物件があるわけです。今は工業地域へ移らりましたけどね。移す言うてるから。工業地域しかこんなできませんからね。市街化調整区域でこれできませんからね、こういうもんは。申請出したって通ることない。と僕は思いますよ。ただ、産業観光部長、この土地は北花内の7番の1やったんかいな。これ北花内の7番の1と。ほいで4-1かな、これ。それと6-1。これ先ほど言うた農地転用の許可どういうふうに出てる、出てるんですか、これは。

下村議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 ただいまのご質問ですが、個別の案件の質問であろうかと考えております。個別の案件につきましてこのような場で説明させていただくことにつきましては個人の競争上の

地位、社会的信用その他正当な利益を害するおそれを深く考慮いたしまして、答弁の方は控えさせていただきたいと考えております。

下村議長 西川弥三郎君。

西川議員 これ、情報公開条例の中でのことを言うて、個人のそれに当たるって言うんかいな。せやけど、自分でこれ出してはるんですよ、これ。ほな都市整備部長、これははっきりと、先ほど僕言いましたやろう。葛城市が積極的にこの問題解決せなあかんと言うてはるんですよ、これ。葛城市が、総括で。その中で、この是正計画書というの、出てるんです。都市整備部長、どうですか。これどういう内容になってるか、ちょっと教えてください。

下村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村です。その文書は私どもの方で預かっておりますので私の方から答弁をさせていただきたいと思っております。

ただいま産業観光部長も申し上げましたとおり、確かに議員おっしゃいますように、個人情報観の観点、いろいろ議論が分かれるところやと思っております。個人としての公開の文書と、こういったインターネット等中継される中での議論というのは、そもそも指導文書と申しますのは市に権限がないところの判断の部分が含まれております。それをこういった場で議論するということは、役所対特定企業の指導関係の文書でございますので、こちらとしてはそれを説明させていただくことによる公益上の必要性と比較考慮した場合に、ちょっと慎重にさせていただきたいという考えをしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

下村議長 西川弥三郎君。

西川議員 そちらは答えられへんの。僕はこれを念頭に置いてと言うてるんですよ。せやから部分開示にしますと。ここに出してることについてはこれはもうはっきりと公の、公になってることですよということを書いてあるわけですよ。そうですやろ。何でや。法令等の規定により何人でも閲覧できる情報、これは開示しないことができる公文書の中で、これは例外ですよということ書いてる。わし、これは質問してることは、情報公開条例にわし違反してますのか。

下村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 確かに議員のおっしゃる見解も意見としてあると思っておりますが、行政としてこの情報公開というのは、個人が請求をされた時点で確認して、責任を持ったご利用をいただくということの信頼関係で出ている場合がございます。このような皆さんの前でそういう個別指導の部分について、ましてや、市に権限がないことの判断がつかない部分について申し上げるのはちょっと控えさせていただきたいというのが、今現在慎重にさせていただきたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

下村議長 西川弥三郎君。

西川議員 それで、そちらが言われへんというんならはっきりとここで、はっきりと平成24年3月31日までに解体を終えて、敷地内の建築物をない状態にしますと、敷地全体を青空作業所、青空資材置き場として利用することにします、こういうふうに平成24年、もう7年たってますよ。これどういうこと、さっきから言うてるやん、どんな指導してんの。県の見解なんかど

うしてるんですか、県の見解。これ県の建築安全推進課の監察係、これははっきりと、都市整備部長、この件と言わんでもいいけれども、これ問い合わせなり何なりしはったんですか。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 ただいまの質問についてでございます。

1件の通報があった分につきましては、県の方には確認しております。1件の通報があった分につきましては、県の方には確認しております。

下村議長 西川弥三郎君、そんでよろしいか。

西川議員 よう言わん言うてんねん。

下村議長 ここで暫時休憩したいと思います。

休 憩 午後4時40分

再 開 午後4時50分

下村議長 再開いたします。

先ほどの西川弥三郎議員の質問といたしますか、よろしくお願いします。

西川弥三郎議員。

西川議員 質問して、個人攻撃がどうのこうのとか、そんな言われたら何の質問もできへんなど思ってるけれども、議長も休憩してまで調整してもうたんやから、まあまあそれはええけれども。要はね、聞いてるところによると、農業委員会では農地転用の許可は出してはる。それで、6-1、これは平成19年に農地転用としては出したはる。これは聞いてますねんで。そやけど、それは青空資材置き場で出したはる。こういうことです。そやけれども、もう一つ7-1、これ地権者どなたかつかんでありますやろ、この地権者、7-1の。また名前言うたら個人攻撃や言われるさかい、言わへんけども。そのそこにいろんな建物が建ってるわけですよ。これ先ほど言いましたね、あっちこっち行くけども、先ほど言いました24号線と先ほどの樫原線ですか、その交差点の南東角に何々商店50トンスケール、どうのこうのと看板立ってる。立てたはるやん、商売の。そやそや思い出した。これ、看板あれ民有地ですか、あの立ってるところは。何か問い合わせありましたか、あの看板。いや、そんなことくらい聞いてもいいんやろ。あれ、どこの土地に立ってますの、あの看板。問い合わせあったか。通報か何か。どこの課や、これ。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。

ただいまの質問の立てられてる位置につきましては建設課の方で管理してる部分でございますが、水路部分でございます。ですが、事前の打ち合わせでそういうことをおっしゃっていただけてないので、それについてはちょっと控えさせていただきたいと。

下村議長 西川弥三郎議員。

西川議員 そんなん事前通告せんなんような話ではないと思うけど、まあ今言うように市の土地やいうねんな。河川の管理をしてるから、そこへ立ってある。そういうことやな。それとですよ、農地転用は出てるけれども、開発については部長は、届け出がありませんのでわかりませんということやったんや。開発の許可申請を出されへんですよ、調整区域で今も。ここに航空

写真持ってますけどね、言うてもあれやけどね、7-1というのは、平成18年に、7-1これ農地転用やって、ほいでここへ今きちっと屋根もかかって事務所もあって、こういう航空写真あるわけですよ。それで、平成22年の航空写真ではその奥も今言わはったように奥も青空のあれで出してるわけじゃろ。こんなん、前側ですよ。これ何でせんなあかんかいうと、都市計画法の第29条があるんやけども青空資材置き場とか、こことは限りませんよ、青空駐車場とか、屋根も何にもないところです。これ農地転用出して、通ったらですよ、別に開発も何も要りませんわ。開発の許可申請は要りません。これ。青空資材置き場や青空の駐車場は。せやけども、こういう建物を建てる時は、都市計画法の第29条もやけども、第43条でね、建築制限、建築許可をとれと書いてあるねん。何ぼ農地転用が、そういう青空でやってそれをこういう建物を建てる時には、開発許可を受けた土地以外、受けてないということやと。以外における建築等の制限というて、都市計画法の第43条でそういうときにはちゃんと届けを出しなさいよと、こういうことをちゃんと書かれてるわけですよ。そうしたら、こっちに来るわけですよ。指導要綱の、事前の。そうですよ。開発、これ受けなかったら、行政サービス出ますやんか。水にしても何にしたって。そやからこういうことうたわれてるわけです。せやから、これはこういうことは調整区域では無理なんです。今の事務所や、倉庫やというのんは、用途上、無理なん。無理やから今新町の市街化区域の工業地域か、そこへ市街化区域内であったらできますよ。そこしかできませんよ。そやから届け出なんて出されへんのは当たり前やん。届け出ないって言うてるけど。出したって通らへん。これはちょっと悪質やいうことをいうてるねん。まあまああんまりあれすると、また個人どうのこうのって言われるから言いませんけど。これは県と僕も監察課の方にちゃんと問い合わせましたよ。これは今後県ときちっと協力して、この指導なり、是正計画出してはんねんから、そういう方向で県と協力しながら指導していくということですか。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 今の質問についてでございますが、そういうものにつきましては、適切に指導の協力をさせていただきたいと思っております。

下村議長 西川弥三郎君。

西川議員 そういうふうにすると、まあまあそこまでしか言われへんねやろう。そやけど、これははっきりと先ほど言いましたように、葛城市がどないかこの状態、葛城市がどないかせんなあかんと違いまっかと、この人は言うたはんねんで。県と協力して、監察課と協力してきちっとした、さっき言うてるように、免許証持ってるか持っていないか、そんなこと車運転すのんに免許証持ってるか持っていないかなんていうことを、一々疑ってやるわけやない。みんな運転しはる人はそういう免許証を持つ、交通法規をちゃんと守ると、その前提でやっぱりやってるんですよ。ほかの人らもそういう前提でやってはるわけやから、そこをこういう形で置いとくというのはちょっといかなもんかと、こういうふうに思いますよ。看板のことはほんで調べといてくださいね。

市民生活部長、これ谷原さんの資料か、来たら置いてあってんけど、委託料がこうなって平成23年、平成24年からどんどんどんどん上がってるという話やけどね、市民生活部長。こ

れの資源ごみそのものについては、今は、今はこれはサイコロみたいいろいろと整備して、これを引き取って売ってはるんですね、それが葛城市の収入になってるんですか、今現在は。

下村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 今現在は葛城市の方に入として入っているという把握でございます。

西川議員 何ぼくらい。

前村市民生活部長 申しわけないです、そのことについてはただいまご説明できる根拠資料をちょっと持ってないです。

下村議長 西川弥三郎君。

西川議員 前はね、これリサイクルセンターできる前は、この業者さんに、今言うてる業者さんにやってもうた。その資源を売らる。その収入というのは葛城市入ってたんですか、この業者さんに入ってたん違うんですか。それは市民生活部長、知ってはりますか。

下村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 申しわけございません、今回の答弁として用意しておりませんので、ちゃんと調べてから答えさせてもらいたいと思います。

下村議長 西川弥三郎君。

西川議員 そういうことです。今は葛城市に入ってるけども、以前はその業者さんがアルミ缶であろうが何であろうが、資源ごみもこういうふうにして販売してはった、僕はそう聞いている。これからちゃんと調べて答弁してください。

まあ、これ以上いろんなこと言うても、そっちが答えられへん答えられへん言うわけやから、言うてもしゃあないな思うけれども、このままではおきませんよ、僕は。言い方また考えますけども。農地転用そのものは出ると、その7-1の所有者は誰か。その奥の所有者は誰か。農地転用出てる。出てるけれども今建物建ってこういう状態。これを解消をきちっとしてもらわんと、これ法令遵守というのは当たり前のことやから。そのことを議員としてもやっぱりそういうことがあったら、大きな観点かどうか知らんけど、突いていかんなんねんから。そうでしょう。そこらは今両部長、そのものについては、お願いをしといて、ほいで都市整備部長は県と協力して指導に当たるとこういうことでよろしいんですな。

下村議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。

農地転用の違反等、パトロールもしておりますが、市民からの通報等ありましたら、関係部署と連携をとり、適正な指導を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。

違反建築物等の判断については奈良県が行うため、葛城市で当該違反建築物のそれを決定することはできませんが、今後は定期的な市内のパトロールや開発に伴い各課との情報共有をした中で、県と連携した中で違反の対応に努力していきたいと考えております。

下村議長 西川弥三郎君。

西川議員 市長ね、ちょっと今までのやりとり、いろいろと中断して僕の質問の仕方が個人攻撃やどうのと言われるけれども、こういうことを今どんどんどんどん住宅開発も進んでるし、そういうふうなこともあって、なかなか葛城市はそういうことはあかんけども取り締まろうと思ってもそういう権限がないというのはわかってる、うーんということで苦勞してはるわけですよ。そこら辺は市長やっぱり今のことも含めて、そういうことに関して、どうですか、ちゃんと指導してそういうふうな違反の状態をなくしていくということには努力していただけるんですか。市長。

下村議長 阿古市長。

阿古市長 担当部の部長の答弁のとおりでございます。

下村議長 西川弥三郎君。

西川議員 そういうふうには、今現在はなってますけども、そういうふうには指導して行って、県と協力してやるということやから、ずっと私は見守っていきいたいなとこういうふうには思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で私の質問は終わらせていただきます。

下村議長 西川弥三郎君の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は12月20日午前10時から再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、13日及び16日には各常任委員会が、17日には予算特別委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては審査をよろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後5時05分